

平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件
原 告 唯野 久子 外
被 告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

第 2 準 備 書 面

2015 年 10 月 28 日

東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏
外



本書面では、原賠法が規定する責任集中制度が憲法に違反し無効であること（第 1 章）、原告らが債権者代位権を行使するための要件として、東電が無資力であること（第 2 章）、さらに被告らは原賠法 4 条 1 項および 3 項の本件免責条項に基づき自らが責任を負うことはない旨主張するが、かかる主張は権利の濫用であって許されないこと（第 3 章）を論証する。

目 次

第1章 憲法論.....	3
第1 原賠法の目的・手段.....	3
1 2つの目的の意味	3
2 手段としての責任集中制度	5
3 その他の考慮.....	11
第2 ノー・ニュークス権.....	12
1 原子力のコントロール不能性	13
2 原子力による被害の特異性.....	35
3 福島の現状（福島第一原発事故の現状、被害状況）	41
4 原子力の恐怖.....	54
5 学説・海外の動向	55
6 大飯原発差止判決とノー・ニューカス権.....	66
7 ノー・ニューカス権とその侵害	71
第3 財産権.....	80
第4 平等権.....	82
1 原告の主張	82
2 原告の主張①について	82
3 原告の主張②について	85
4 その他の被告らの反論に対して（不合理な区別であること）	85
第5 裁判を受ける権利	86
1 被告らの反論.....	86
2 被告らの反論に対して	86
第2章 代位請求	87
第1 債権者代位に関する訴訟要件	87
第2 東電の無資力.....	88
1 無資力の意義.....	88
2 東電が無資力であること	88
第3章 権利の濫用	91
第1 権利の濫用（民法1条3項）	91
第2 本件における権利濫用該当性	91
1 原子炉の欠陥.....	91
2 本件原発事故で発生した損害の規模	91
3 被告らが原子力事業によって大きな利益を得ていること	92
4 本件原発事故について、被告らの責任が存在することは明白であること	92
5 小括	92

第1章 憲法論

第1 原賠法の目的・手段

答弁書において、被告GEは「原賠法が定めた責任集中制度が被害者保護に資することは明らか」(第6の2【14頁】)、被告東芝は「原賠法の目的及び手段は正当・合理的なもの」(第2の2(2)【5頁】)、被告日立は「責任集中制度がその目的たる『被害者の保護』及び『原子力事業の健全な発達』に資する合理的な手段であることは明らか」(第3の2(2)オ【10頁】)等と述べ、いずれも原賠法の目的および手段としての責任集中制度が正当性・合理性を有することから違憲とされる余地はない旨主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、侵害される権利の性質等による違憲審査密度を論ずるまでもなく、責任集中制度には一切の合理性を見出すことはできない。

1 2つの目的の意味

(1) 本来の立法趣旨と曲解

これまで繰り返し述べられてきたとおり、原賠法は「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を掲げている(1条。以下、前者を「第1目的」、後者を「第2目的」という)。この2つの目的については、被害者の保護が原子力事業の発達よりも優先されることが、1961年の法制定時の国会審議でも明らかにされている。

例えば、「この法律の基本目的は、まずもって被害者の保護をはかり、それから、事業者が民間の場合においては、その民間の事業が成り立つていけるように保護をはかる。こういう考えになっておるわけでございまして、ここに『被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資する』ということを目的にしておりこの順序のとおりお考え願っていらっしゃうだと思います。」(1961年4月19日 有沢広巳原子力委員会委員(以下「有沢委員」という))と、被害者の保護が優先する旨の説明がされている。

また衆参両議院の全審議を通じて唯一あった、原子力事業の発達が被害者の保護に優先するという原子力産業界からの主張に対しては、「この法案は第三者保護に重点が置かれていないので、どちらかといえば事業者の方に重点があるのではないかというようなお説があったわけでございますが、実際の立法の趣旨は、そのようには考えておりません。立法の趣旨としましては……第三者の保護の方に主眼を置いております。……従いまして、この法案におきましては、第一条にありますように、まず、

被害者の保護をはかるということを第一に述べ、それから『原子力事業の健全な発達に資する』というような表現にしているわけでございます。」(井上亮説明員(総理府事務官、科学技術庁原子力局政策課長))等と明確に否定されている(甲16)。

ところが、後にこの2つの目的は、「同等の重点が与えられる」、「一方に偏ることがあってはならない」と曲解されることになる。原賠法成立後に科学技術庁原子力局が刊行した『原子力損害賠償制度』がそのように解説したためである(丙3)。被告東芝も、これを引いて「それぞれ同等の重点が与えられ」(答弁書 第2の2(2)ア(イ)【8頁】)、「2つの目的を調和させ、ともに実現するもの」(同(オ)【10頁】)等と誤った解釈に基づく反論を述べている。

原賠法の目的・手段の合理性を検討するにあたっては、まずその目的について、正しく解釈することが不可欠である。

(2) 目的の正当性

さらに、実質的にも、第2目的を単に「事業の発達」という意味で読めば、被害者の保護と加害者の保護という2つの矛盾する目的を持つことになってしまい、そもそも法律の目的としての正当性を認めることはできない。また、原発が「夢のエネルギー」、「原子力カルネッサンス」等ともてはやされた同法成立当時(1950~60年代)とは違い、その危険性や電力の供給手段として必ずしも不可欠ではないことが明らかになった現在においては、国会審議を紐解くまでもなく、「事業の発達」が被害者の保護と同等の重みを持つと考えることはできない。つまり、「健全な」という部分を単なる修辞と解するのであれば、第2目的の正当性は到底認められないということになる。このことは、被告GEも答弁書において「原賠法は、原子炉の運転等による被害者の救済を図ることを最大の目的として制定されたもの」と述べていることから(第3の1(1)【3頁】)、同様の立場に立つものと考えられる。

したがって、原賠法の目的が正当だというためには、あくまでも「健全な」という部分を重視した解釈がなされなければならない。このように考えれば、「原子力事業の健全な発達」とは、いたずらに事業を拡大することではなく、安全性を確保し、社会に受け入れられる原子力事業を展開していくことにほかならないのである。

この点について、本間照光・青山学院大学教授は、「原賠法は『被害者の保護』と『原子力事業の健全な発達』を目的としている。そのばあい事業の発達なら何でもいい、不健全な発達も目的だとされているわけではない。『加害者の保護』と『被害者の保護』が並列されているのではない

く、被害者保護として 2 つの目的はひとつである。フクシマ事故と原発稼働ゼロ時代に向かわざるをえなかつた現実にてらして、原賠法の目的と原則も検証される必要がある。仮に、原子力事業の発達がなお可能だとしても、事故に備えず、事故を起こし、被害を拡大し、賠償を怠り、事業と政策の転換なしに稼働させることを、原賠法は『健全な発達』として容認しているわけではない」と述べる（甲 17 の 1、太字引用者）。

ちなみに、原子炉等規制法という法律は、その目的として「原子力の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的におこなわれることを確保するとともに、これらによる災害を防止し」と規定されており、「利用が計画的に行われること」という推進目的と「災害を防止し」という安全確保という矛盾する目的を並列して掲げていた（第 1 条）。しかし、これらの目的を両立させることは困難であり、その結果「災害を防止」することはなおざりになってきた。そして、本件原発事故により従前の安全規制が機能していなかったことが明らかになったため、その反省から、同法第 1 条から「これらの利用が計画的に行われること」の文言が削除されたのである。

以上のことから、原賠法は 2 つの目的を掲げてはいるが、これらは仮に原発事故が発生した場合においても、被害者救済を最善かつ最優先に図ると同時に、原子力事業がより安全な事業として社会に容認され、継続していくけるような損害賠償制度を確立することと解釈することによってのみ、その正当性が認められると解すべきである。

2 手段としての責任集中制度

原賠法は、目的を達成するための手段として、①原子力事業者への責任集中と無過失・無限責任（3 条、4 条）、②原子力事業者に対する損害賠償措置の強制（6 条、7 条）、③原子力事業者に対する国の援助（16 条）を規定する。これらの手段は、目的達成のための関連性を有するといえるだろうか。

（1）第 1 目的について

ア ①について

（ア）責任集中と免責規定の非一体性

被告 GE は、「原子力事業者に責任集中が行われれば、被害者は、誰に責任があるかを究明する必要がなく、原子力事業者を相手に賠償を請求すれば足りる。さらに、原子力事業者に無過失責任を負わせれば、被害者は、故意・過失を立証しなくて済む。これにより被害者は、『責任』の立証を要さずに、損害のみを立証すれば足り、迅速な被害回復が可能となる。」と述べる（答弁書 第 4 の 2 (1) ア【5

頁】)。被告東芝、被告日立も同様に述べるところ、この点についてはその通りであろう。

しかし、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」とする免責規定によれば、例えば原発メーカーが製造した原子炉に、欠陥ないし過失があったという場合であっても一切責任を問われないということになる。かかる規定が、「被害者の保護」に何ら資するものでないことは言うまでもない。被告 GE は、「責任集中の当然の帰結として、原子力事業者以外の者は責任を負わない」

(答弁書 第 4 の 2 (1) ウ【5 頁】) と、責任集中と免責規定が不可分一体であるかのような主張をするが、これは明らかな間違いである。原子力事業者が無過失責任を負うことと、それ以外の者が過失責任等を負うことは何ら矛盾するものではない。そして、そのような法制度の方が「被害者の保護」に、より資することも言うまでもない。

この点につき、原賠法が初めて適用された 1999 年 9 月の JCO 臨界事故において、不法行為法の大塚直・早稲田大学教授は、「東海村臨界事故と損害賠償」論文において、「今回は賠償義務のない親会社が進んで支払いをした点に特色がある。上記のように責任集中制度をとっている原子力損害賠償法においてこのようなものに賠償義務がないことはもとより、仮に民法の考え方をとったとしても、親会社と子会社が実質的に同一者である（法人格否認の法理の問題となる）等の特別の理由のない限り、親会社だからという理由で賠償義務が発生することはないからである。」と述べた。その上で、今後の課題について、原賠法の責任集中の利点として、被害者の賠償責任追求の容易化や保険累積問題回避が指摘されているが、「**責任主体が多い方が被害者にとって有利なこともある**」、保険累積問題も「すべての者を共同被保険者とする保険引受けをおこなういわゆるオムニバス方式、つまり経済的責任集中をとれば十分対応でき」るのであり、結局、「**法的な責任集中をとることになった真の理由は、外国の原子炉メーカーが責任を回避することにあった**」のであり、「再度吟味する必要があるのではないか」と指摘している（甲 18 の 1、太字引用者）。

(イ) 被告 GE の間違い

なお、被告 GE は、原賠法 4 条 1 項および 3 項の免責規定を「被害者を保護するための制度の一環であり、国の援助制度と不可分の関係にある」と述べるが（答弁書 第 3 の 1 (1)【3 頁】）、なぜ原発

メーカーの免責が被害者保護の制度の一環といえるのか、また、なぜそれが国の援助制度と不可分の関係なのか、まったく不可解というしかない。

さらに被告 GE は、免責規定につき「条約上の義務」である旨、再三にわたって述べるが（同、第 4 の 2 (5) 【8 頁】、第 5 の 1 【9 頁】）、なぜそのように考えるのかの説明はない。実際、米国のプライス・アンダーソン法（PA 法）では、原子力事業者以外の責任を免除しないで、それぞれの関係者の責任を原子力事業者に集める経済的責任集中制度を採用している。また、1958 年発効の日米原子力協定の免責条項は、1988 年の協定では継承されていない（甲 17 の 2）。それは、責任集中制度が被害者保護のためであり、原発メーカー等の免責に直結せず、免責条項の規定の有無にかかわらず、原子力事業者以外も賠償責任を回避できないとの判断によるものであろう。現在、日米原子力協定では、日米が互恵的に原子力事業者以外の原発メーカー等の賠償責任を排除しないものとして講じられていると解される。1958 年の日米原子力協定を踏まえて 1961 年に制定された原賠法も、かかる見地から解釈されるべきである。このような状況を超えて、原発メーカーの免責が「条約上の義務」などと主張することは、独自の解釈に基づくものと言わざるを得ない。

（ウ）まとめ

以上より、原子力事業者に無過失・無限責任を負わせることは被害者の保護に資するとしても、そのことから免責規定が当然に導かれるわけでもなく、その合理性を認められるわけでもない。ましてや、条約上の義務ということもあり得ない。免責規定は、それ自体として被害者の保護に役立つかどうかを判断すべきである。そして、被害者に対する賠償責任を遮断する免責規定は、被害者の保護に資するどころか、阻害する規定であることは論を俟たない。

よって、①は、全体として第 1 目的に資するものとは言えず、目的と手段との間に関連性を認めることはできない。

イ ②について

損害賠償措置の強制自体は、「被害者の保護」に資するものとも思われる。

しかし、この点について被告 GE は「原子力事故が発生した場合、原子炉や関連施設の設計、製造、建設や保守等を行った原子力関連供給者等も損害賠償責任を負うとすると、原子力関連供給者等は、万が一の事故の際の損害賠償に関し民間の保険会社と保険契約を締結しな

ければならない。しかし、原子力損害に関しては、民間の保険会社の責任保険の引受能力には限界がある。そのため、多数の原子力関連供給者等が保険をかけようすると、民間責任保険の引受限度額の中で保険が細分化されてしまい、賠償能力を保険により十分に担保できなくなる。」と述べる（答弁書 第4の2(1)イ【5頁】）。被告東芝（答弁書 第2の2(2)ア(イ)【7~8頁】）および被告日立（答弁書 第3の2イ【8~9頁】）も、それぞれ同様の趣旨を述べているが、これらの主張は詭弁というほかない。

なぜなら、原子力事業者が責任集中で負う賠償責任は無限責任であり、原賠法で強制される賠償措置額は1200億円である。本件原発事故における賠償金の見通しは現時点でもすでに数兆円規模になっている。仮に原発メーカー等が保険会社と保険契約を締結したとしても、賠償措置額は1200億円であって、もともと「賠償能力を保険により十分に担保」することなど不可能である。したがって、被告らの主張は、原発メーカーを免責する根拠とはならない。

また、上で述べたとおり、この問題は、すべての者を共同被保険者とする保険引受けを行ういわゆるオムニバス方式、つまり経済的責任集中をとれば十分対応できるのである。

以上の点からも、原子力事業者に無過失責任を負わせることと、原発メーカー等が賠償責任を負うこととは矛盾しないことが明白である。

ウ ③について

(ア) 完全賠償のための担保

被告らは、「原賠法16条1項の政府の援助は、被害者の損害賠償に必要な場合には必ず、しかもその全額を原子力事業者が賠償できるように行われるのであって、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されていることは明らかである」（被告日立答弁書 第3の1(2)【5頁】）等と述べ、「本件免責条項を含む法令上の制度により、原子力損害に対する完全な賠償が図られている」（同）として、③が第1目的達成のための切り札であるかのように主張する。

(イ) 要件裁量

しかし、同条項は「政府は……必要があると認めるときは、……原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」となっており、まず必要があるかどうかの判断につき、政府に裁量権を与えていた（太字引用者）。

この点につき卯辰昇法学博士も、「従来の国の援助を想定した規定

(原賠法 16 条) からは、あくまでも国は被害者救済の観点から付隨的に援助を行うことが想定されているにすぎず、さらに基本的に国会の承認事項となる。この規定の運用についてもプラグマティックな議論が行われた形跡がない。一方、米国の場合には、有限責任制でありながら、損害賠償措置額（一次、二次合計）超過の場合の被害者に対する完全補償を行うべく、1990 年の大統領委員会報告書において具体的提言が行われ、2002 年の PA 法改正時までに議論すべきことになっていた。日本の場合、公的な賠償（補償）は、究極的などころ被害者救済としての損害賠償範囲がどの程度になるかによって事後的、超法規的に考えることになろうが、米国のような事前の議論が不十分であると、阪神大震災のように個人補償に対して国がどの程度関与する必要があるのかといった議論につながる可能性がある」と述べている（甲 19）。

いかなる場合に援助が行われるかにつき、国は自らの裁量に基づいて決定できるのであり、その基準は明確ではない。

（ウ）効果裁量

さらに、同条項が「援助を行う」あるいは「援助を行わなければならない」ではなく、「援助を行うものとする」となっている点も問題である。

原賠法制定過程における 1960 年の 4 月 21 日案では、政府の援助について大蔵省が難色を示していたことから「援助を行うことができる」となっていた。しかし、政調審議会による 4 月 28 日要綱によって「ものとする」に修正されたのである。この「することができる」と「ものとする」との意味の違いについて、当時の法制局長官であった林修三氏は、『法令用語の常識』において、「一定の能力、権利、権限、機能などを与えまたはこれを否認することをあらわそく」という場合には、通例、『……することができる』または『……することができない』という言葉を用いる。これに対して、「ものとする」は、「大体において、ことがらは、『……しなければならない』又は『……する』というような用語であらわすのを適當とするに近いが、さりとて、これらの用語を使うと、感じ、あるいはニュアンスが少しどぎつく出すぎる、もう少し緩和した表現を用いる方が適當であると考えられるような場合に、この用語が用いられることが多いといつてもよいであろう」、特に、行政庁に対して一定の作為不作為の義務を課する場合に「ものとする」という「やや緩和的な表現」を用いる。その結果、「合理的な理由があれば、それに従わない

ことも許されるというような解釈が出てくる余地のあることもある「うる」と述べている（甲 18 の 2、太字引用者）。

つまり、**援助の必要性**については認められるという場合であっても、**国は財政状況等を理由に、援助を行わない**といふこともできるのである。

(エ) 広範な裁量権

したがって、賠償額を超える場合の国の援助については、国家補償消極論に立つ大蔵省と「あまり低い限度で責任を切ると憲法との関連で問題が出てくる」と指摘する法務省や法制局（甲 18 の 3）、そして国民に安心感を与えて原発を推進していきたい原子力委員会との間の妥協の産物に過ぎず、後に述べるように、安心建前法の形式を整えたものに過ぎないのである。

以上の通り、「必要な援助」につき、政府は要件においても効果においても広範な裁量権を与えられており、「損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されている」などとは到底いえない。

エ 第 1 目的との関連性

以上より、責任集中制度は、①のみならず②および③と併せてみても、第 1 目的を達成するための手段としては、合理的な関連性を見出すことはできない。

(2) 第 2 目的について

それでは、第 2 目的である「原子力事業の健全な発達」との関連はどうだろう。この点について、被告 GE は、「原子力事故が発生した場合、原子力関連供給者等も損害賠償責任をとすると、原子力関連供給者等は、巨額の損害賠償義務を負わされる危険があり…原子力事業者に対する物の供給・サービスの提供を拒む可能性が高く、原子力産業の健全な発展を阻害する」と主張する（答弁書第 4 の 2 (1) ウ【6 頁】）。原発メーカーが損害賠償義務を負う危険があると、製造物の提供を拒む可能性が高いから、その責任を免除することが「原子力事業の健全な発達」につながるとの趣旨であり、言ってみれば原発メーカーは事故発生時の責任を免除してくれなければ、製造物を供給しないということである。

このように本音を隠すこともなく開き直る態度には、社会的な責任を果たそうとする企業としての責任感も倫理観も、完全に欠如していると言わざるを得ない。原子力事業の「健全な発達」を単なる事業の拡大、さらに言えば、いわゆる「原子力ムラ」の利益拡大と履き違えているのである。これによつてもたらされるのは、決して原子力事業の「健全な発達」などではなく、「無秩序な肥大化」であることは明らかであろう。

高度の危険性を有する原子力事業が、より安全なものとして社会に受け入れられ、「健全な発達」を実現するためには、まさに被告 GE が述べる「巨額の損害賠償義務を負わされる危険」を前提としつつ、それを超える安全性を備えた原子炉を自らの責任において提供することが必要にして不可欠である。

被害者の迅速な救済を図るために、一義的には原子力事業者に無過失責任を負わせるとしても、同時に製造物に欠陥ないし原発メーカー等に過失があったという場合には、その責任をも追及できるという仕組みこそが「原子力事業の健全な発達」を実現する。逆に言えば、原発メーカー等を免責にすることこそ、「原子力事業の健全な発達」を阻害するものというべきである。

よって、責任集中制度は、第 2 目的についても、その達成のための手段として、合理的関連性を有するものではない。

3 その他の考慮

(1) 制定過程の議論

原賠法は、その制定過程における議論からも、目的・手段に合理的な関連性が見い出せないことは必然的であることが分かる。

原賠法の制定に強く関与した前出の有沢委員は、1960 年 3 月 22 日の第 16 回原子力委員会臨時会における事業者責任制限に関する議論において、「(有沢) 事実起こることはないし又起これば完全に原子力開発は中止する様なこの種災害のためには、それにより起る事実の予想よりは、形式を整えて国民に安心感を与へることの方が大切だ。」と述べた。

つまり、有沢委員が特に重視したのは、国民の安心感であり、その前提としては、大災害をもたらす事故は起こらないという信念があった。同委員は、原子力事故は起きないのであるし、万一起こった場合には原子力開発は「完全に」断念されるから、起きた場合について考えても意味はない、むしろ国民の「安心感」を立法の中心とする安心建前法とすべきであると主張したのである（甲 18 の 4）。

また、科学技術庁原子力局は、原賠法案国会審議のために、「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和 35 年 原子力局」を作成した。この中で、50 億円の賠償措置に関する「この程度の内容で被害者保護が充分に図られると考えられるか」との問い合わせに対し、「被害者保護のための規定としては、(1) 原子力事業者の賠償責任を無過失責任とし、…… (2) 原子力事業者に損害賠償措置を強制…… (3) 賠償措置額を超える損害についても賠償のための援助…… (4) 事業者の免責事由に該当するような不可抗力性の特に強い天災地変等の際にも救助措置、(5) 賠償のための

紛争処理のため特別の期間を設置……等が挙げられる。政府としては賠償措置額をこえるような大規模な災害は先ず生じないと確信しており、上の措置によって被害者の保護は充分に達せられる」との答えを用意していた（甲 18 の 5、太字引用者）。

以上より、原賠法は、本件原発事故のような大規模の事故が起こらないことを前提として、とにかく国民に安心を与えるよう形式を整えるために作られ、万が一そのような事態が発生すれば、原発は断念するしかないと考えて制定されたものであることが明らかである。

（2）関連性の欠如

これまでみてきた通り、原賠法の目的は、そもそも正当性を認めがたいものであるが、仮にそれが正当なものとして解釈するとしても、その手段としての責任集中制度は、原賠法の目的に資する仕組みではなく、目的と手段との間には何らの関連性も認められない。このことは、原賠法制定過程においても、大規模な原子力事故が起こらないことを前提として作られたものであることから、必然的な帰結といえる。

なお、被告日立は、水戸地方裁判所平成 20 年 2 月 27 日判例時報 2003 号 67 頁、同控訴審東京高等裁判所平成 21 年 5 月 14 日判例時報 2066 号 54 頁を「本件免責条項の合理性を確認した裁判例」としているが（答弁書 第 3 の 2 (3) 【11 頁】）、これはまったくの誤りである。当該訴訟は、前述の通り原賠法が初めて適用された 1999 年 9 月の JCO 臨界事故に関する訴訟であり、原告らは株式会社 JCO のみならず親会社である住友金属鉱山株式会社を被告とした。しかし、このときの原告らは、違憲の主張をしておらず、単に親会社であることを理由に同社を被告とし、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の対象としたのである。したがって、裁判所は、原賠法 4 条 1 項を根拠にこれを棄却したが、そうでないとしても大塚直教授が述べる通り、民法を適用しても賠償義務を負う責任主体ではなく、本件免責条項の合理性を判断したものではない。すなわち、本訴訟における被告らは、上記裁判例とは、①免責規定がなければ責任を負うべき主体であること、②憲法判断を求められていること、という点において、まったく異なっている。

以下に述べる通り、責任集中制度は種々の人権を侵害しており、違憲無効である。

第2 ノー・ニュークス権

原子力の恐怖から免れて生きる権利（ノー・ニューカス権）は、言葉としては聞きなれない権利であるが、本件原発事故の発生を受け、かかる利

益は今や当然に憲法上の保障を受けるべき時代状況となった。「原子力はもうたくさんだ」との思いは、単なる感情でもなければ、主義主張でもなく、権利となつたのである。そして、責任集中制度は、我々のノー・ニューカス権を侵害している。

以下、この点を論証する。

1 原子力のコントロール不能性

繰り返し述べてきたとおり、ひとたび原発事故が生じた場合、放出された放射性物質によるその被害は想像を絶するほど甚大かつ深刻である。それにもかかわらず、原発事故を未然に防ぐことは不可能である上、事故発生後に、事故を収束させ、放射性物質の拡散を防ぐことも極めて困難である。

すなわち、現在の科学技術では、原子力を完全にコントロールすることはできないのである。

(1) 二重の意味におけるコントロール不能

ア 人類は、これまで、原子力爆弾による意図的な攻撃だけでなく、水爆実験などの研究段階での事故や原発事故による被害など、多くの場面で、甚大な原子力被害を体験してきた。

特に、原発関連事故については、1950 年代の原子力発電所の稼働開始から、今日に至るまで、国内外で極めて多くの事故が発生している。国内だけをみても、「原子力市民年鑑 2015」(甲 20) によれば、主な事故として、2014 年末までに 1246 件もの原発関連事故が報告されている。

これらの膨大な数の事故が発生するたびに、国内外でさらなる事故対策が講じられてきたであろうにもかかわらず、いまだ原発関連事故は繰り返されている。このことからすれば、少なくとも現在の科学技術では、原子力事故の発生を完全に防ぐことは不可能と言わざるを得ない。

イ また、原子力や核分裂により生じる放射能の性質・危険性は、いまだ完全には解明されていない。さらに、原発は極めて複雑なシステムのもとに建設されており、システム全体を把握することが極めて困難であるため、事故原因も他に類を見ないほど複雑かつ多様となる。それにもかかわらず、事故現場には、高線量の放射能汚染のため容易に立ち入ることができないことから、重大な事故が発生した場合には、それを早期に収束させることや、放射能の拡散を抑止することは、ほとんど不可能に近い。このことは、例えば火力発電所の事故を想起し、本件原発事故後 4 年半以上が経過した現状と比較してみれば、その深

刻さについては容易に理解できるはずである。

原発事故が発生した場合には、それを早期に収束させ、被害の拡大を防ぐことができないという意味においても、我々は原子力をコントロールすることは不可能である。

ウ 従前、日本では、「原子力ムラ」と称されるように政府や原子力事業者、被告らを含む原発メーカー、技術者、学者等が一体となり原発の「安全神話」という虚構を作り出し、安全性を欠く原発が開発・稼働され続けた。その結果、本件原発事故を引き起こし、「安全神話」は完全に崩壊した。

また、本件原発事故後、厳しい世論のもと、十分な準備時間と極めて慎重な判断のもとに再稼働された川内原発においても、試験運転直後にトラブルが発生している。

このような「安全神話」の崩壊や、川内原発の実情は、原発事故をあらかじめ予測し、事故を回避することができていないことを端的に示しており、人類が原子力をコントロールできないことの証左である。

以下、詳述する。

(2) 過去の原発関連事故

ア 次頁の表のとおり、1950年代の原子力発電所の稼働開始から、本件原発事故までに、INES レベル 4（「放射性物質の少量の外部放出：法定限度を超える程度（数ミリシーベルト）の公衆被ばく」や「原子炉の炉心や放射性物質障壁のかなりの損傷／従業員の致死量被ばく」を伴う事故）以上の原発関連事故に限ってみても、少なくとも 14 件もの原発関連事故が発生している。

なお、本件原発事故は、INES レベルの上限であるレベル 7 とされており、日本は、1990 年以降、レベル 4 以上の原発関連事故を複数回起こした唯一の国となってしまっている。

【過去の原発関連事故一覧】

年	月	事故概要	事故レベル /INES
1952年	12月	カナダ、チョークリバー炉で原子炉爆発事故	5
1955年	11月	米国、高速増殖炉EBR-1で炉心溶解事故	-
1957年	9月	旧ソ連、ウラル核惨事(高レベル放射性廃液が爆発)	6
1957年	10月	英国、ウィンズケール原子炉火災事故	5
1958年	10月	ユーゴスラビア、ボリス・キドリッチ核研臨界暴走	-
1959年	7月	米国、サンタスザーナ実験所燃料溶融事故	-
1960年	4月	米国、ウエスチングハウス社実験炉炉心溶解	-
1961年	1月	米国、米海軍軍事用試験炉フォールズSL-1爆発事故	4
1964年	6月	米国、チャールズ燃料施設臨界事故	4
1966年	10月	米国、エンリコ・フェルミ炉炉心溶融	-
1973年	9月	英国、セラフィールド再処理工場で放射能放出事故	-
1977年	2月	チェコスロバキア、ボフニチエA1発電所燃料溶融事故	4
1979年	3月	米国、スリーマイル島発電所事故	5
1980年	3月	フランス、サン=ローラン=デ=ゾー発電所2号機燃料溶融、放射性物質漏洩事故	4
1983年	9月	アルゼンチン、コンスティティュエンス原研臨界事故	4
1986年	4月	旧ソ連、チェルノブイリ発電所事故	7
1987年	9月	ブラジル、ゴイアニア被ばく事故	5
1989年	10月	スペイン、パンデロス発電所火災事故	3
1991年	2月	美浜発電所2号機水蒸気発生器伝熱管損傷事故	2
1991年	4月	浜岡発電所2号機原子炉給水量減少事故	-
1993年	4月	ロシア、セヴェルスク(トムスク-7)爆発事故	4
1995年	12月	もんじゅナトリウム漏洩事故	1
1997年	3月	東海再処理施設火災爆発事故	3
1999年	6月	志賀原子力発電所1号機臨界事故	2
1999年	9月	東海村JCO臨界事故	4
2001年	11月	浜岡発電所1号機配管破断事故	1
2004年	8月	美浜発電所3号機2次系配管破損事故	1
2005年	4月	英国、セラフィールド再処理工場事故	3
2005年	9月	アルゼンチン、アトーチャ1号機過大被ばく事故	2
2006年	7月	スウェーデン、フルスクマルク原子力発電所1号機電源喪失事故	2
2007年	7月	中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所トラブル	0
2008年	3月	ベルギー、フルーリュス放射性物質研究所ガス漏れ事故	3~4
2011年	3月	福島第一原子力発電所事故	7

イ また、「原子力市民年鑑 2015」(甲 20)においては、国内の原発別に、主な事故が報告されており、2014 年末までに、1246 件もの原発関連事故が報告されている。

なお、国内の原発ごとの上記報告件数は次のとおりである。

【国内の原発関連事故報告件数】

原発名	報告件数
泊原発	13
東通原発	6
女川原発	67
福島第一原発 (※本件原発事故以前は141件)	147
福島第二原発	70
柏崎刈羽原発	109
東海・東海第二原発	102
浜岡原発	103
志賀原発	31
敦賀原発	77
美浜原発	81
大飯原発	104
高浜原発	82
島根原発	43
伊方原発	84
玄海原発	40
川内原発	18
ふげん・もんじゅ	69
合計	1246

これらの膨大な原発関連事故のたびに、国内外を問わず、事故の原因解明とその防止策が講じられてきた。それにもかかわらず、これほどまで多くの原発関連事故が繰り返されていることからすれば、現在の科学技術では、原発を完全にコントロールすることは不可能と言わざるを得ない。

(3) 安全対策の限界

ア 原子力や核分裂により生じる放射能の性質・危険性は、いまだ解明されていない部分が非常に多く、その本当の危険性は、事故が起きて

からでないと判明しない。しかし、本件原発事故のような大規模な事故が起きてしまうと、事故現場に人が立ち入ることがほぼ不可能となり、現場の状況を正確に把握することさえできない。

現に、本件原発事故においても、メルトダウンしたデブリがどこにあるかも分かっていないなど、現場検証が十分にできず、事故の原因究明もままならない状況が続いている。

このように、原子力事故においては、十分な現場検証ができないことから、事故原因の究明は極めて困難である。

イ また、原発のシステムは極めて複雑であり、原発の設計に携わる設計者や技術者であっても、そのシステムや機器の全容を完全に理解できている者はいない。

この点につき、日本原子力事業株式会社（後に、被告東芝が吸収合併）の技術者として、原発の設計・建設に携わった小倉志郎氏は、原発の多種類のシステムにつき、「設計も部品の製造も非常に多くの企業や企業内の異なる部門が分業でおこない建設現場で組み立てられて 1 つの原発が完成する。したがって、原発の全体を隅々まで 1 人で理解している技術者はこの世の中に 1 人もいない」「あらかじめ作成されたマニュアルに沿って、運転制御したりすることは」可能だが「予期していない現象や事故の際には、どうしたらよいかわかる人間が 1 人もいない」ということが当然ありうる」と述べている（甲 21）。

このように、原発について、設計・建設・保守管理・危機管理という全体を理解している人間は存在しない。

ウ 原発の複雑さは、そのまま、事故原因の複雑さにつながる。

以下、原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」（運営：原子力安全推進委員会／協力：原子力安全推進協会、電気事業連合会）より、いくつかの原発事故事例を列挙するが、その内容を概観して分かるように、極めて多くの事故原因が存在している。

これほどまでに多種多様な事故原因が存在するなか、そのすべてに対応する安全対策を講じることは不可能である。

(ア) 福島第二発電所 3 号 原子炉再循環ポンプ (B) の損傷 (1989 年 1 月 23 日)

i 事象発生時の状況

1 月 1 日、出力 1030MWe で運転中のところ、19 時 02 分、原子炉再循環ポンプ (B) の振動が増加し、「原子炉再循環ポンプモータ B 振動大」の警報が発生した。このため、当該ポンプの速度を定格の約 87% から約 85% まで降下させたところ、振動は警報設

定値以下となった。その後、関連パラメータの監視を強化して運転を継続したが、振動は不安定な状態で推移し、出力約 990MWe で運転中の 1 月 6 日 4 時 20 分、再び振動が増加して警報が発生したため、振動レベルを監視しながら徐々にポンプ速度を降下させ、これに伴って出力も約 740MWe に低下した。しかしながらその後も振動が高い値で推移したため、同日 12 時から原子炉停止操作を開始し、18 時 55 分当該ポンプを停止、1 月 7 日 00 時発電機を解列、3 時 47 分原子炉を停止した。

このため、1 月 7 日からの第 3 回定期検査において、当該ポンプを分解点検したところ、1 月 23 日に水中軸受リングが脱落、破損していたほか、ポンプ内各部の損傷が認められた。また、水中軸受取付ボルトと座金の脱落、流出及び羽根車主板の一部の欠損、流出が確認された。

さらにその後の調査の結果、羽根車等の摩耗によって生じた金属粉等が流出して、原子炉圧力容器、燃料及び関連系統に分布していることが確認された。

ii 事象の原因

① 水中軸受リングの損傷

水中軸受リングの固有振動数に一致する周波数成分の変動差圧によって、水中軸受リング下側溶接部の溶込み不足部に疲労限度を超える変動応力が発生し、割れが発生、進展した。その後、上側溶接部にも割れが発生して、最終的に全周にわたって溶接部で破断し、一体脱落したものと考えられる。

② 羽根車主板の損傷

水中軸受リング大小破片への破断後、小破片は大破片の下にもぐり込み、羽根車主板上面を全面摩耗し、溝貫通に至った。

さらに羽根車主板は、溝貫通後に外周部の 1 箇所が疲労により破断した後、他の 1 箇所が延性破断したものと考えられる。

③ その他の部位の損傷

水中軸受リングの脱落後、羽根車の回転トルクが水中軸受に加わり、座金が疲労破断し、ボルトが脱落したものと考えられる。

(イ) 福島第一発電所 3 号機 中性子束高による原子炉自動停止（1990 年 9 月 9 日）

i 事象発生時の状況

定格出力 784MWe で運転中のところ、9 月 9 日 17 時 20 分、「中

性子計装系トリップ」「A 系原子炉自動スクラムトリップ」「B 系原子炉自動スクラムトリップ」警報等が発生し、原子炉が自動停止した。

ii 事象の原因（保守不完全）

当該弁は運転中の蒸気流の乱れによる振動を受けており、このためねじの初期締め付け力が失われ、加工時からのステムディスクピンとピン孔の若干の隙間と相まってねじ山のへたりが広がったため、ステムディスクピンへの曲げ応力が発生・増大した。

この結果、ステムディスクピンへの曲げ応力が疲労限界を越え、ステムディスクピンが疲労破断するという事象が発生したと推定される。これにより、回り止めが失われたためステムディスクがゆるみ方向に回転していき、最終的にステムディスクがステムから外れ、ステムディスクとともにディスクが一体となって落下したものと推定される。

(ウ) 福島第一発電所 2 号機 原子炉水位低による原子炉自動停止（1992 年 9 月 29 日）

i 事象発生時の状況

定格出力（754MWe）で運転中のところ、「タービン駆動原子炉給水ポンプ A 号機トリップ」と「タービン駆動原子炉給水ポンプ B 号機トリップ」の警報が発生し、9 月 29 日 15 時 30 分 53 秒「原子炉水位低」の信号により原子炉が自動停止した。引き続き、「原子炉水位低低」の信号により主蒸気隔離弁が全閉するとともに、原子炉隔離時冷却系及び工学的安全施設の一つである原子炉高圧注水系が起動した。

原子炉水位は、全給水喪失に伴い有効燃料頂部より約 224cm 上方まで低下したが、原子炉隔離時冷却系及び原子炉高圧注水系起動から約 2 分後、原子炉の水位が回復したため、原子炉隔離時冷却系及び原子炉高圧注水系が自動停止した。その後、給水制御系の手動制御による原子炉水位の調整を行った。また、原子炉圧力は、原子炉水位低低の信号による主蒸気隔離弁の閉止に伴い上昇したため、主蒸気逃がし安全弁を自動及び手動にて合計 21 回開閉し、原子炉圧力の調整を行った。主蒸気隔離弁の開操作後からは、通常の停止操作に移り、9 月 30 日 10 時 03 分、原子炉は冷温停止状態となった。

ii 事象の原因

「原子炉水位低」及び「原子炉水位低低」に至った原因是、以

下のように推定される。

- ① 高圧復水ポンプ C 号機電源盤内のしや断器の点検作業を行った際、試験用に取付けた連結棒の取外しを忘れた状態で、しや断器の復旧作業を実施したため、連結棒がインターロック用の電源盤補助スイッチを押し上げ、同ポンプ C 号機の運転疑似信号が発生した。
- ② 高圧復水ポンプ A 号機は、高圧復水ポンプ C 号機の運転を示す疑似信号の発生に伴う運転台数条件により自動停止し、高圧復水ポンプ B 号機は吐出圧力低により自動停止した。また、タービン駆動原子炉給水ポンプ B 号機は、高圧復水ポンプ B 号機が自動停止したことによるポンプの台数制限条件に伴い自動停止した。さらに高圧復水ポンプ C 号機の運転を示す疑似信号を解除したことにより高圧復水ポンプが全台停止状態となつたため、タービン駆動原子炉給水ポンプ A 号機も自動停止した。
- ③ この結果、給水流量が急減し「原子炉水位低」により原子炉が自動停止し、引き続き「原子炉水位低低」による原子炉高圧注水系等が動作した。
- ④ 原子炉高圧注水系及び原子炉隔離時冷却系の注入流量に振れが認められたのは、原子炉高圧注水系の流量制御器の制御定数の設定にあたっての確認が十分でなかつたためと判明した。

(エ) 福島第一発電所 2 号 原子炉高圧注水系蒸気入口弁の不具合に伴う原子炉手動停止 (1992 年 11 月 9 日)

i 事象発生時の状況

発電再開のため、11 月 8 日 9 時 00 分原子炉を起動し、17 時 26 分から原子炉圧力 $10\text{kg}/\text{cm}^2$ にて原子炉高圧注水系の手動起動試験を実施し、正常に終了した後、11 月 9 日 15 時 03 分原子炉圧力 $70\text{kg}/\text{cm}^2$ にて原子炉高圧注水系の手動起動試験を開始するため、蒸気入口弁 (MO-23-14) の開操作を実施したところ、同弁は全開せず、また、「250V DC GROUND」(250V 直流接地) 及び「HPCI PUMP DISCH/STM SUPPLY YALVES OVERLOAD」(原子炉高圧注水系ポンプ吐出/蒸気供給弁過負荷) の警報も発生したため、原子炉高圧注水系の手動起動試験を中止した。

その後、原子炉高圧注水系について点検したところ、蒸気入口弁駆動用電動機に不具合が認められたため、同日 18 時 20 分より原子炉停止操作を開始し、23 時 40 分原子炉を停止した。

ii 事象の原因

取替えた電動機の起動トルク値が弁開時の必要トルクを下回っていたため、当該弁開操作時に必要なトルクを発生できず、その結果電動機に過負荷による過大な電流が流れ焼損したものと推定される。

必要トルクを下回る電動機が納入された原因としては、発注の際に起動トルク値の指定方法が明確でなかったこと等品質管理上に不十分な点があったことによる。

(オ) 女川発電所 2 号機 原子炉自動停止 (1994 年 12 月 11 日)

i 事象発生時の状況

試運転中のところ、平成 6 年 12 月 11 日午前 1 時 27 分より起動領域モニタ（以下「SRNM」という）の定期試験を定期試験手順書に従って実施していた。

SRNM のチャンネル (A) ~ (H) のうち、チャンネル (A) 及びチャンネル (B) をバイパスし、「校正試験」を実施した後引き続き「トリップ出力試験」のため 1 時 53 分「SRNM 計数率高トリップ A3 バイパス」スイッチを「バイパス」位置から「使用」位置に切替えたところ「A 系原子炉手動停止」および「B 系原子炉手動停止」の警報が発生するとともに原子炉が自動停止した。

ii 事象の原因

① 原子炉自動停止に至った原因是、SRNM の定期試験を実施した際、原子炉熱出力 313MWt にある状態で、定期試験手順書に従い、「SRNM 計数率高トリップ A3 バイパス」スイッチを「使用」位置にしたため、これにより発信したチャンネル (C)、(E) 及び (G) の「SRNM 計数率高高」の信号により、原子炉手動停止信号が発信したためである。

② SRNM の定期試験手順書の不備は、運転状態の差異に対する配慮が不十分であったためである。

(カ) 島根発電所 2 号機 「スクラム排出水容器水位異常高」信号による原子炉自動停止 (1995 年 1 月 30 日)

i 事象発生時の状況

島根原子力発電所 2 号機は、定格出力 (820MWe) で運転中のところ、1 月 30 日 9 時 29 分「スクラム排出水容器水位異常高」の信号が発信され、原子炉が自動停止した。

調査の結果、運転員が「A-スクラム排出水容器水位高」及び「B-スクラム排出水容器水位高」の警報を確認した後、「A-スクラム排出水容器水位高制御棒引抜阻止」警報が発生し、その 18 秒後にス

クラム排出水容器水位異常高の検出器 8 個のうち 2 個の検出器が信号を発信し、原子炉保護系が動作したものであることを確認した。なお、引き続き残りの 6 個の検出器も信号を発信した。

ii 事象の原因

- ① 「スクラム排出水容器水位異常高」により原子炉が自動停止した原因是、系統構成を誤ったため、機器ドレンタンク入口ヘッダを通して復水スラッジ分離水がスクラム排出水容器に逆流したことによるものであった。
- ② 系統構成を誤った原因是、今回の復水スラッジ分離水の床ドレンタンクへの移送が頻度の少ない操作であったため、移送経路を系統図で確認したが、系統構成時に系統の接続箇所を読み間違えたことによるものであった。

(キ) 敦賀発電所 1 号機 動作不良制御棒 22-23 の点検に伴う原子炉手動停止（1997 年 10 月 24 日）

i 事象発生時の状況

定格出力 357MWe にて運転中の 10 月 23 日、制御棒駆動機構 1 ノッチ・イン・アウト試験（1 週間に 1 回の頻度）を実施中のところ、同日 10 時 21 分、制御棒 22-23 を「04」位置から「02」位置への挿入操作において当該制御棒が動作しなかった。

その後、プラント運転中に実施可能な制御棒駆動水圧制御ユニット等の点検を実施したが、当該制御棒が動作しない原因を特定するには至らなかったことから、原子炉を停止して点検調査を実施することとした。

このため、10 月 24 日 18 時 00 分より出力降下を開始し、23 時 00 分に発電機を解列、翌 25 日 6 時 00 分に原子炉を停止した。

ii 事象の原因

以上の調査及び評価結果より、制御棒 22-23 が挿入できなかつた原因是、以下のように推定される。

- ① 制御棒ブレード製造時、ブレード端部の曲げ加工、シール溶接及びブレードの真直度矯正加工の各工程において、局部的に残留応力や加工歪みが生じたことから、照射量の高いブレード上部に比較的早い時期に、一次割れ (IASCC) が発生した。この割れから、ブレード内に炉水が浸入し、さらにコミュニケーションスリットを通じて、充てん孔内に入った。
- ② 充てん孔内に浸入した炉水が B4C と反応し H₂ が発生し、Hf の水素化膨張による二次割れ (IASCC) を発生した。

- ③ 定期検査等の停止に伴って制御棒ブレード内部の蒸気が凝縮し、一次割れ及び二次割れを通じてさらに炉水が制御棒ブレード内部に浸入した。
- ④ その後の原子炉起動に伴う原子炉圧力・温度の変化によりB4CとLiと炉水が反応して生成した物質が、制御棒ブレード内の炉水が蒸発することによって固化し、コミュニケーションスリットを閉塞した。
- ⑤ 閉塞に引き続いて、充てん孔内の圧力が水の蒸発、充てん孔内のガスの発生により上昇し、リガメント部が破断し、ブレードが膨らみ、さらに膨らみの大きな箇所が充てん孔最深部で開口に至った。
- ⑥ この膨らみ状の変形部が、隣接する2体の燃料集合体チャンネルボックスと干渉したために制御棒の挿入操作が不能となつた。

(ク) 福島第二発電所 1号機 制御棒の動作不調に伴う原子炉手動停止
(1997年12月5日)

i 事象発生時の状況

1号機は、12月5日9時より制御棒パターン調整を開始し、制御棒(14-31)の引抜き操作を行っていたところ、11時54分「18」ポジションにて当該制御棒が引抜き動作しないことが判明した。

このため、制御棒駆動水圧ユニット等の点検を実施したが、当該制御棒が引抜き動作しない原因を特定できなかったことから、原子炉を停止して点検調査を実施することとした。

このため、同日13時より出力降下を開始し、同日22時35分に原子炉を停止した。

ii 事象の原因

- ① 制御棒ブレード製造時、ブレード端部の曲げ加工、シール溶接及びブレードの真直度矯正加工の各工程において、局部的に残留応力や加工ひずみが生じたことから、照射量の高いブレード上部に比較的早い時期に一次割れ(IASCC)が発生した。
この割れからブレード内に炉水が浸入し、さらにコミュニケーションスリットを通じて充てん孔内に浸入した。
- ② 充てん孔内に浸入した炉水がB4Cと反応してH₂ガスが発生し、Hfの水素化膨張による二次割れ(IASCC)が発生した。
- ③ 定期検査等の原子炉停止に伴って、制御棒ブレード内部の蒸気が凝縮し、一次割れ及び二次割れを通じて多量の炉水が制御

棒ブレード内部に浸入した。

- ④ その後の原子炉起動に伴う原子炉圧力、温度の変化により B4C と Li と炉水が反応して生成した物質が、制御棒ブレード内の炉水が蒸発することによって固化し、コミュニケーションスリットを閉塞した。
- ⑤ 閉塞に引き続いて、充てん孔内の圧力が水の蒸発、充てん孔内のガスの発生により上昇し、リガメント部が破断し、ブレードに膨れを生じさせた。
- ⑥ この膨れが、隣接する 2 体の燃料集合体チャンネルボックスに接触したために、引抜き動作不調となった。

(ケ) 浜岡発電所 1 号機配管破断 余熱除去系配管破断に伴う原子炉手動停止（2001 年 11 月 7 日）

i 事象発生時の状況

浜岡原子力発電所 1 号機（定格出力 540MWe）は、定格出力で運転中の 11 月 7 日 17 時 02 分、非常用炉心冷却系のひとつである高圧注入系（以下、「HPCI」という）の手動起動試験（保安規定に基づく試験）を実施中、タービン駆動の HPCI ポンプを起動し、ポンプ出口流量を上昇させたところ、中央制御室及び現場の運転員は、衝撃音を聞いた。同時に「HPCI 蒸気管差圧高」により HPCI タービンがトリップするとともに、原子炉建屋の 10 箇所で火災報知器が動作し、「原子炉建屋換気系モニタ放射能高高」等の警報が点灯した。

発電指令課長は、HPCI タービンがトリップしたこと等を踏まえ、17 時 25 分に HPCI 動作不能と判断し、保安規定の運転上の制限逸脱を宣言した。その後、保安規定で定める所定の時間内に動作可能な状態に復旧することが困難と判断し、18 時 15 分にプラントの停止を決定した。18 時 20 分から負荷降下を開始し、20 時 30 分発電機を解列、8 日 0 時 01 分に原子炉を手動停止した。

その間、保修員が余熱除去系熱交換器（B）室内の現場調査を行ったところ、19 時 05 分に原子炉建屋内で HPCI タービン蒸気配管から余熱除去系熱交換器（B）に分岐している余熱除去系蒸気凝縮系配管（外径：約 16.5mm、厚さ：約 11mm（原文ママ）、材質：炭素鋼（STS410））のエルボ部が破断していることを確認した。

なお、「原子炉建屋換気系モニタ放射能高高」の警報は点灯したが、事象発生前からの排気筒モニタ及びモニタリングポストの指示値に有意な変化はなく、本事象による外部への放射性物質の影

響はなかった。

ii 事象の原因

- ① 余熱除去系蒸気凝縮系配管は、主蒸気管からつながった HPCI タービン蒸気配管から分岐し、分岐部から約 50m の上り勾配の行き止まり配管である。

このため原子炉内で炉水の放射線分解により発生した水素と酸素が、主蒸気と混合し当該配管にもたらされ、運転の経過とともに、配管の放熱によって蒸気が徐々に凝縮する一方、非凝縮性ガスである水素と酸素は配管の頂部に蓄積していった。

- ② 非凝縮性ガスの蓄積に伴い高温の蒸気層と低温の非凝縮性ガス層が狭い領域の境界層を挟んで形成され、事象発生当時には非凝縮性ガス層が圧力変動の影響を受けやすい水平配管から立ち下がるエルボ部まで達していた。

- ③ この状態において、HPCI タービンの起動により圧力変動が生じ、非凝縮性ガス層に高温の蒸気が流入し、着火に至った。この際、配管内面に付着していた貴金属が触媒として作用した可能性がある。

- ④ 非凝縮性ガスが着火すると、配管頂部に向かって急速に燃焼が伝播し、圧力が急激に上昇したことにより当該エルボ部で破断に至った。また、燃焼に伴う圧力波の伝播及び滞留水面で反射した圧力波によって破断部上流側配管に膨れが生じた。

一方、当該配管及び支持構造物等は、配管破断に伴って吹き出した燃焼ガス、蒸気及びこれに伴う室内圧力上昇により損傷した。

(コ) 浜岡発電所 1 号機 原子炉制御棒駆動機構ハウジング部からの漏洩 (2001 年 11 月 9 日)

i 事象発生時の状況

浜岡原子力発電所 1 号機（定格出力 540MWe）は、余熱除去系配管破断に伴う原因調査のため停止中のところ、11 月 9 日に格納容器内の点検を実施し、同日 15 時 30 分頃、制御棒駆動機構ハウジング（以下、CRD ハウジングという）1 本の下部付近から数秒に 1 滴程度の水が漏洩していることを確認した（漏洩率：約 60cm³/h）。

漏洩している水を分析した結果、原子炉水と判明したことから、漏洩箇所を特定するため、CRD ハウジングの支持構造物である CRD ハウジングサポート、ケーブル等を取り外し、10 日 19 時 15

分から当該 CRD ハウジングを詳細に点検(目視点検)したところ、同日 20 時 45 分 原子炉圧力容器下部の CRD ハウジングの貫通部において、CRD ハウジング表面を伝う水が確認された。

なお、本事象による外部への放射性物質の影響はなかった。

ii 事象の原因

- ① 金属調査の結果、亀裂は、応力腐食割れの特徴が認められた。
- ② 文献調査の結果、溶接金属（インコネル 182）は、ある大きさの引張応力が存在すると応力腐食割れの感受性があることを確認した。
- ③ 原子炉水の水質調査結果から、原子炉水の溶存酸素濃度は、応力腐食割れの発生する可能性がある環境にあった。
- ④ 運転時応力評価の結果から、亀裂が確認されたスタブチューブ下部の溶接施工手順にあっては、溶接部に応力腐食割れが発生する可能性がある引張応力が局部的にあることを確認した。

以上より、漏洩部位の亀裂は、応力腐食割れの 3 因子（材料、環境及び応力）が重畠して粒界型応力腐食割れが発生したものと推定される。

エ さらに、原発事故においては、過酷事故（シビアアクシデント）と呼ばれる概念が存在するが、以下に述べるように、過酷事故は、想定外の事象であるため、これを想定した十分な安全対策を取ることはできない。

- (ア) 過酷事故とは、「設計上想定していない事態が起こり、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象」をいう（平成 4 年 5 月 28 日付「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」の原子力安全委員会決定より）。
- (イ) 通常、原発は、多重防護の観点から、例えば、配管の 1 部に亀裂や破断があり冷却水が喪失したとしても、緊急炉心冷却装置(ECCS)が起動して炉心へ注水される。その際、仮に、高圧注入系の ECCS が故障していても、低圧注入系といった別の系統が用意されているため、炉心冷却が図られるといった具合に、幾層にも重なる事故対策システムがとられている。そして、それらの複数の事故対策システムが突破されることなど、数 100 万分の 1、数 1000 万分の 1 の確率でしかないため、事故が起こることは「想定」できず「安全」であるとされてきた。

しかし、これらは確率論として可能性が低いというだけで、「想定」を超える事故が起きないことについての保証ではなく、チェルノブイリ発電所事故やスリーマイル島発電所事故、本件原発事故など、いくつもの「想定」を超える事故、すなわち、過酷事故が発生している。

例えば、本件原発事故では、格納容器からリークした水素により水素爆発が発生している。しかし、格納容器の内側には、窒素が注入されて水素の発生が抑制されていることから、本件原発事故以前は、格納容器内に大量の水素が生じて、格納容器の外へリークし、水素爆発を引き起こすなど、誰も「想定」すらしていなかったのである（かかる事実は、設計上の欠陥を示すものもある）。

(ウ) 問題は、このような過酷事故が存在する以上、その対策が必要となるが、過酷事故自体が「想定」外の事象であるため、十分な安全対策が採り得ない点にある。

被告東芝の元原子炉格納容器設計者である後藤政志氏は、その一例として、次の点を指摘する（甲 22）。

「事故の進展に伴い、格納容器内の圧力・温度が設計条件を超えてそのまま上昇すると、格納容器が爆発してしまう。そこで炉心融解時に格納容器の圧力を逃がすため、“格納容器ベント”をせざるを得なくなることがある。大量の放射性物質を外部に出すことになるので、“格納容器の自殺”を意味する。」

すなわち、設計上、格納容器の耐圧設計にはゆとりがとられているため、「安全」であるといわれてきたが、想定した設計値を超える圧力上昇という過酷事故が実際に起きた場合（マーク I 型の格納容器の耐圧性は 4 気圧であったが、本件原発事故では 8 気圧まで上昇）には、格納容器外へ放射性物質が含まれた水素を放出するしかなかつたのである。

しかし、水素が格納容器から大量にリークするような事故に至る確率は極めて低く、そのような事故が「想定」されていなかったことから、格納容器を覆う建屋自体では放射性物質の外部への流出を防ぐ対策は講じられておらず、格納容器ベントを行うという過酷事故対策は、「自殺行為」と評価せざるをえない不十分な対策だったのである。

(エ) なお、本件原発事故後の 2012 年 12 月 20 日付関西電力（株）のプレスリリースによれば、過酷事故対策として、「高浜原発 3・4 号機」に水素処理のための静的触媒式水素再結合装置 5 基を設置した

ため、「水素爆発の可能性は極めて小さい」とする。

しかし、同プレスリリースによれば同装置の水素処理力は、「 $13\text{m}^3/\text{h}$ 」 $\times 5$ （基） $=65\text{m}^3/\text{h}$ （概算で $5.8\text{kg}/\text{h}$ ）であるところ、次の表のとおり、過酷事故時は 1 時間あたり数 100kg 単位で水素が発生するため、このような過酷事故対策が対策として不十分であることは明らかである。

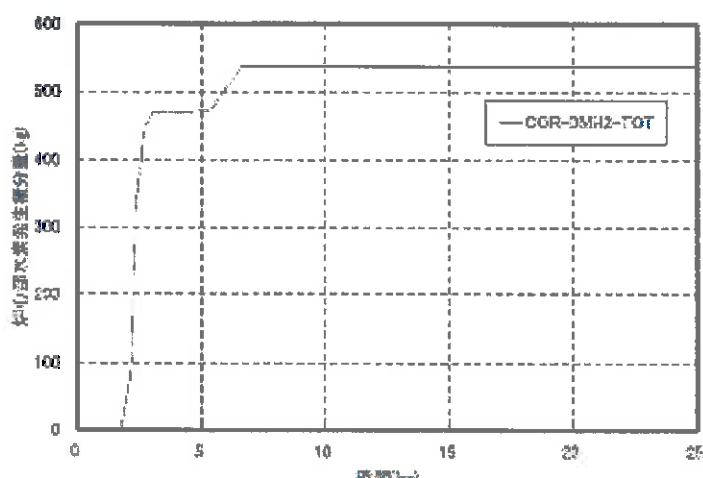


図 2.4 (1) 重心部水素発生量（ケーブル MSLB、強制減圧なし）

〔「改良型軽水炉のシビアアクシデント対策に係る検討」原子力安全基盤機構、2009 年〕

（3）原発事故発生後のコントロール不能性

ア ひとたび大規模な原発事故が発生すると、大量の放射性が放出され、人間や環境へ甚大な被害を及ぼし、その被害は拡散し続ける。その惨禍は、事故から数 10 年経過しているスリーマイル島発電所事故（1979 年 3 月）やチェルノブイリ発電所事故（1986 年 4 月）の例をみるまでもなく明らかである。

次項（本書第 1 章第 2 の 3）において詳述するとおり、本件原発事故においても、放射性物質による人間や環境への被害は短期的なものにとどまらない上、放射能汚染自体も拡散し続けており、原発事故が収束にいたることはない。

イ 原発事故の被害が拡散原発の危険性を検討する際、原発を自動車等の工業製品や火力発電所や化学プラントなどと同列に扱うことはできない。

すなわち、自動車に不具合があったときは、自動車の使用を停止することで被害の発生を防ぐことができ、仮に事故が生じた場合も被害

の範囲は限定的である。

火力発電所や化学プラントでの事故を想定しても同様であり、これらの施設はトラブルが発生した場合でも、施設の運転停止により、大規模事故を防ぐことができる。また、仮に、火力発電所や化学プラントにおいて火災事故が起こり、有害物質が放出された場合でも、これらの施設では、有害物質の発生原因である燃料等が焼失すれば、有害物質の発生・放出は抑えられ、いずれ被害は収束していく。

これに対し、原発事故では、制御棒挿入により核分裂の連鎖を止めない限り核分裂は起こり続け、次に、核分裂を止めることができたとしても、冷却機能が回復するまで、崩壊熱が発生し続ける。さらに、単に注水して崩壊熱を抑えるだけでは、放射線に汚染された水や水蒸気が放出され続けるため、冷却材（多くは水）の循環装置が回復されない限り、被害は拡散し続けるのである。

結局のところ、放射能被害の拡大をコントロールすることはできない。

ウ 以上のとおり、ひとたび重大な原発事故が発生すると、その事故を収束することは容易ではなく、放射能の拡大を抑止したり、放射能により汚染された地域を浄化することはさらなる困難を強いられる。このように、原発事故発生後において、原子力をコントロールすることは不可能と言わざるを得ない。

(4) 事故の想定・回避の限界

ア 従前、日本では、原発推進を目的として、政府、原子力事業者などが原子力に対する「安全神話」を喧伝し、被告らを含む原発メーカーや技術者もこれに追従し、事業の拡大に専心してきたことから、十分な安全性を備えない原発が国内で開発・稼働され続けてきた。

本件原発事故以前も、数多くの原発関連事故により揺らいでいた「安全神話」だが、本件原発事故により、完全に根拠のない夢物語であったことが明らかとなった。

また、本件原発事故後、厳しい世論のもと、十分な準備時間と極めて慎重な判断のもとに再稼働された川内原発においても、試験運転直後にトラブルが発生している。

このような「安全神話」の崩壊や、川内原発の実情もまた、人類が原子力をコントロールできないことを示す。

イ 「安全神話」の作出と崩壊

(ア) 1950年代後半、日本では、広島・長崎への原爆被害やビキニ水爆実験での第5福竜丸の被ばくによってもたらされた国民の原発に対

する恐怖心を払拭するため、政府や事業者（電気事業連合会、東京電力等）は、原子力を、安全かつ安価な「夢のエネルギー」であると喧伝してきた。

(イ) 特に、政府は、1964（昭和39）年、原子力利用を国策として推進するため、毎年10月26日を、広く国民一般の原子力についての理解と認識を深めることを目的とした「原子力の日」に制定するなど、原子力の安全性についての啓蒙活動を行ってきた。1960年代中頃から1981年までの原子力委員会発行の「原子力白書」には、啓蒙活動の状況を把握するためか、「原子力知識の普及啓発」との項目があり、原発関連のテレビ、ラジオ、映画、出版物などの一覧が掲載されている。

さらに、1979（昭和54）年のスリーマイル島原発事故から3年後の原子力委員会の1982年長期計画においては、同事故について一言も触れないまま、「1966年我が国に初めて商業用発電炉が運転を開始して以来、今日まで従業員に放射線障害を与えたり、周辺公衆に放射線の影響を及ぼすような事故・故障は皆無であるという実績からも、今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える」とまで断言した。

その後、チェルノブイリ原発事故が発生した翌年である1987（昭和62）年長期計画では、「これまで周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質放出を伴う事故は皆無であり、この実績からも原子力の安全性は基本的に確保されている。このような我が国の優れた安全実績は海外諸国からも高い評価を受けている」と述べるなど、政府による「安全神話」作出の根拠を挙げればきりがない。

(ウ) 「安全神話」の作出は、国会答弁でもなされている。

第165回臨時国会において、吉井英勝議員による「大規模地震によって原発が停止した場合、崩壊熱除去のために機器冷却系が働かなくてはならない。津波の引き波で水位が下がるけれども一応冷却水が得られる水位は確保できたとしても、地震で送電鉄塔の倒壊や折損事故で外部電源が得られない状態が生まれ、内部電源もフォルクスマルク原発のようにディーゼル発電機もバッテリーも働かなくなつた時、機器冷却系は動かないことになる。この場合、原子炉はどういうことになっていくか。原子力安全委員会では、こうした場合の安全性について、日本の総ての原発一つ一つについて検討を行ってきてているか」との質問に対し、当時も総理大臣を務めていた安倍晋三氏は、次のように答弁している。

「地震、津波等の自然災害への対策を含めた原子炉の安全性については、原子炉の設置又は変更の許可の申請ごとに、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）等に基づき経済産業省が審査し、その審査の妥当性について原子力安全委員会が確認しているものであり、御指摘のような事態が生じないように安全の確保に万全を期しているところである。」

上記質問は、まさに本件原発事故を想起させる質問であり、本件原発事故によって、安部晋三氏の述べる「安全の確保」が何の意味も持たないものであったことが証明されている。

(エ) また、原子力事業者も、数多くのメディアにおいて、原発の安全性を誇張する広告を掲載するなど、「安全神話」を積極的に作出していた。

例えば、電気事業連合会は、上記原子力の日にあわせ、「世界一の技術が、日本の原子力発電を支えています。」（朝日新聞 1982年10月26日）、「10月26日は原子力の日。…もちろん安全も万全。…」（朝日新聞 1986年10月26日）などと広告している。



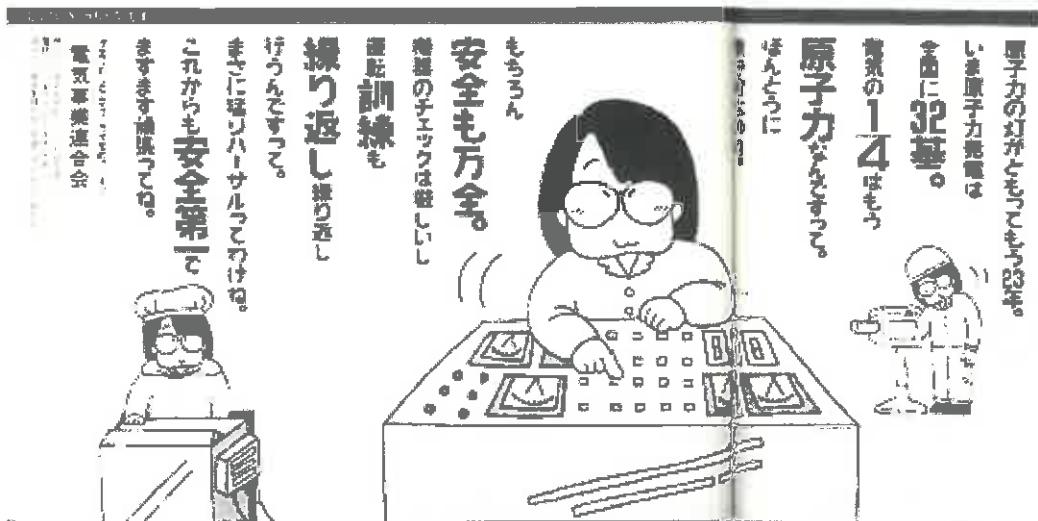
（朝日新聞 1982年10月26日／出典：早川タダノリ著『原発ユートピア』45頁）

10月26日は原子力の日。

日本ではじめ
原子力がはじまります。

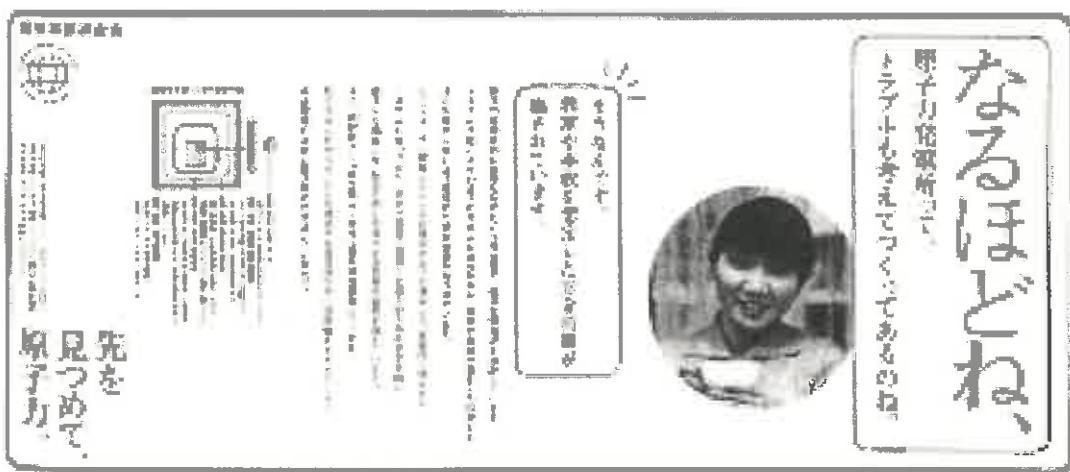
日本に32基。
原子炉14基。

原子力がはじまります。
原子炉14基。



(朝日新聞 1986年10月26日／出典：早川タダノリ著『原発ユートピア』50頁)

また、このような広告は、実際に重大な事故が起こっても掲載され続け、東海村のJCO臨界事故（1999年9月30日）のわずか5ヶ月後には、「なるほどね。原子力発電所って、トラブルも考えて作つてあるのね」「そうなんです。異常や事故を想定した安全対策が施されています」（読売新聞2000年2月23日）という新聞広告がなされるなど、原子力事業者も原発の安全性を誇張する広報活動を行っていたといえる。



(朝日新聞 1986年10月26日／出典：早川タダノリ著『原発ユートピア』57頁)

（才）上記のとおり、政府や電気事業者らが作出した「安全神話」のも

と、十分な安全性を備えない原発が開発・稼働され続けてきた。

しかし、実際には、3人の作業員が中性子線を浴び、そのうち2人が急性放射線障害で死亡したJCO臨界事故（1999年9月30日）や、5名の死者（負傷者6名）を出した関西電力美浜発電所3号機2次系配管破損事故（2004年8月9日）など、多くの国内の原発関連事故が生じている。

上記JCO臨界事故についての原子力安全委員会の調査報告書（「ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告の概要」1999年12月24日）において、「今回の事故の底流には、臨界事象に対する危機認識の欠如・風化があった。的確な危機認識は、安全問題の原点となるものであり、原子力に携わる全ての組織と個人とが、その役割に応じて継続的に保持することが重要である。また、その社会への定着のためには、『安全神話』や『絶対安全』から『リスクを基準とする安全の評価』へ意識を転回していく必要がある」と述べられているとおり、政府や原子力事業者が喧伝してきた「安全神話」は、相次ぐ原発関連事故により大きく揺らいでいた上、本件原発事故によって完全に崩壊し、「安全神話」なるものがなんら根拠のない夢物語であったことが明らかとなっている。

ウ 川内原発のトラブル

(ア) 本件原発事故を受け、2013（平成25）年7月8日、原子力規制委員会が決定した「実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準」（以下「新規制基準」という）が施行され、施行直後に、九州電力は、川内原発1、2号機の審査を申請した。

かかる申請に対し、原子力規制委員会は、2014年9月、重大事故対策などの設計基本方針を審査し、「設置変更許可」を決定し、翌2015年3月には、1号機の各機器や設備の設計内容を示した「工事計画」を認可、3月末から1号機の使用前検査を始めた。

その後、同委員会が、同年5月に、事故時の対応手順などの運転管理を定めた「保安規定変更」を認可したことから、申請から2年近くにわたった同委員会の審査は終了した（2015年5月27日付時事通信）。

当初、新基準による審査期間が「少なくとも半年程度」と考えられていたところ、想定の3倍以上もの時間をかけて審査されたことになる。

その後、同委員会による使用前検査が終了し、同年8月11日、川内原発は、新規制基準施行後、国内初の再稼働に至った。

(イ) 本件原発事故後、国内のすべての原発が停止し、大飯原発の一時的な再稼働を除けば、3年もの間、国内では「原発ゼロ」の状態が続いている。川内原発の再稼働に対する世間の関心は極めて高く、平成26年11月10日に発表されたNHKの世論調査によれば、国民の57%（「反対」及び「どちらかといえば反対」を含む）が、その再稼働に反対するなど、反対派の声は無視できないものになっていた（甲23）。

議論の場は、国会や司法の場にも及び、超党派の国会議員で結成された「原発ゼロの会」は、国会の内外で、川内原発の再稼働に対する問題を提起し続けていた。また、鹿児島地方裁判所における川内原発の再稼働差止を求める仮処分申立など、全国各地の裁判所において、原発再稼働の是非を問う裁判が審理されている。

(ウ) 上記事情のもと、川内原発の再稼働にあたっては、九州電力及び規制委員会において、2年もの間、再稼働の安全性が審査されてきた上、国内の再稼働反対の強い声を乗り越えるため、現時点における、最高水準の準備を整えて、再稼働に至ったはずである。

それにもかかわらず、川内原発では、再稼働直前の2015年8月7日に、原子炉冷却水ポンプの軸の振動を測定している計測器の数値が異常に低下するトラブルがあった（2015年8月7日共同通信）、再稼働直後の同年8月20日には、同日から21日にかけて、復水ポンプ付近で復水器に海水が混入したと思われるトラブルが発生し（蒸気を冷やすために取り込んでいる海水を流しているチタン製の配管の損傷）、予定されていた出力上昇を見合わせている（2015年8月21日付産経ニュース、同日付朝日新聞デジタル）。

このように、厳しい世論と社会状況のもと、十分な準備時間と極めて慎重な判断のもとに再稼働された川内原発において早くもトラブルが発生したことからすれば、新規制基準の内容にかかわらず、原発事故の発生を防ぐことはできなかったものといえる。

（5）小括

以上の通り、我々は想像を絶するほど多数の原発事故を経験してきた。極めて高度かつ複雑な構造をもつ原発については、技術的に事故の発生を完全には避けられない。結局のところ、原発を稼働する限り事故の発生は避けられず、また、ひとたび原発事故が発生するとその収束は困難であり、放射能は拡散し続ける。

このように、原子力をコントロールすることは、二重の意味で不可能といえる。人類は、原子力を完全に管理し、支配することはできないの

である。

2 原子力による被害の特異性

(1) 放射性物質による健康被害

ア 急性障害

原発の過酷事故は、大量の放射性物質を大気中に放出させ、その放射性物質によって、人間や環境へ大きな被害がもたらされるという点に特徴がある。

放射性物質の拡散による健康被害は、原爆や水爆によっても引き起こされ、日本における原爆投下や世界各地での原爆・水爆実験によつても大きな被害が生み出されている。原子爆弾や水素爆弾は、爆発による高い熱エネルギーによる被害とともに、大量の放射性物質を撒き散らし、その放射性物質から出る放射線に被曝することによって、人体に被害を及ぼす。したがって、原子爆弾や水素爆弾による被害は、熱エネルギーの届かない場所においても発生する。

1954年3月1日、ビキニ環礁付近でマグロの遠洋漁業を行っていた第五福竜丸は、アメリカ軍による水爆実験による放射性降下物に被曝した。第五福竜丸は、アメリカ軍の設定した危険区域外において操業していたが、放射性降下物による被曝を免れ得なかった。第五福竜丸の乗組員らは被曝後直ちに障害を生じることはなく、自力で日本に帰港したが、被曝から約半年後、第五福竜丸の無線長が亡くなった。このことをきっかけに日本で反核運動が盛んになった。

放射線は、DNAを破壊し、大量の放射線に被曝した場合には、細胞死をもたらす。

大量の放射線に一度に被曝した場合には、急性障害を発症し、リンパ球や白血球の減少、吐き気、発熱、下痢などを引き起こし、最悪の場合には下血や紫斑、脱毛なども生じ、死に至らしめる。このような急性障害については、100mSv以上の被曝によって発症するといわれている。

1999年9月30日に茨城県那珂郡東海村でJCO臨界事故が起き、作業員3名が被曝した。推定で10Sv以上の被曝をしたと考えられる従業員2名については、集中治療を受けたが、事故から83日後と211日後にそれぞれ死亡した。放射線被曝によって、細胞の再生能力自体が失われ、体のあらゆる部分に不調を来し、体全体の皮膚がはがれ落ちるなどの症状も生じ、当時の最高水準の医療をもってしても最終的には有効な治療手段がなくなり、壮絶な死を迎えることになった。

このような例を見ても、大量の放射線被曝は、いかなる医療によつ

ても回復不可能な打撃を人体に与えるのであり、放射線が生命に対する非常に大きな脅威であることが分かる。

イ 晩発性障害（がんや白血病などの発症リスク）

放射線に被曝した場合、その被曝量が少なく急性障害が生じないような場合であっても、後にがんや白血病などの晩発性障害を引き起こすことが分かっている。

急性障害については、100mSv を超えなければ発症しないという意味で閾値が存在すると一般的にいわれているが、低線量被曝による健康リスクについては、このような閾値は存在せず、低線量の被曝であっても、がんや白血病などの健康リスクが高まるということが指摘されているのである。

ICRP も放射線被曝による発がんリスクについて、被曝線量に比例して直線的に増加するという閾値なしの直線モデル（LNT モデル）を認めている。すなわち、放射線被曝による発がんリスクについては、一定量以下の被曝であれば安全であるという閾値はないということが国際的に認められているのである。

特に、放射性物質を体内に取り込み、体内から被曝した場合（内部被曝）には、外部被曝の場合以上に、細胞が放射線による悪影響を受けやすく、がんや白血病などを発症するリスクは、従来考えられている以上に高くなるという指摘も近年なされている（甲 3 参照）。

がんや白血病は言うまでもなく死につながる重大な病気であり、放射線は急性障害を生じない低線量の被曝であっても、晩発性障害により人体の生命、身体に直接の危害を加えるものであるといえる。

ウ 遺伝的影響

さらに生殖細胞が放射線を受けた場合には、染色体の異常や遺伝子の突然変異が起き、その影響が子孫にまで現れる可能性が指摘されている。このような放射線被曝による遺伝的影響については、遺伝子の損傷が直ちに奇形や先天的疾患、遺伝病として発現する可能性もあるが、遺伝子の損傷が他の環境因子と複合的に作用し、生後相当期間経過後に疾患として発症する場合もある（遺伝的影響について甲 3【251 頁】以下参照）。

エ 本件原発事故による甲状腺がんの増加

本件原発事故では、東京電力の推定でヨウ素換算 900PBq の放射性物質が放出されたとされている。このような大量の放射性物質の放出によって、人体に対する健康影響も懸念されている。特に、チェルノブイリ原発事故において、原発事故による健康影響として認められて

いる小児甲状腺がんが増加する可能性があることは、原発事故後早期から懸念されていたのであり、本件原発事故時福島県に居住していた18歳以下の県民を対象に甲状腺検査が福島県によって継続的に行われている。

かかる検査により約30万人が受診したが、2015年3月31日現在、127人（平成25年度先行検査までの診断で112人、平成26年度本格検査の診断で15人）が甲状腺がんの「悪性ないし悪性の疑い」と診断され、このうち104人が既に手術を受け、103人（平成25年度先行検査までの対象者が98人、平成26年度本格検査の対象者が5人）が甲状腺がんと確定した（甲24、25）。

かかる検査結果については、福島県県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会も、「甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて、数十倍のオーダーで多い」と認めており、本件原発事故後、福島県において小児甲状腺がんが多発している事実が認められる。本件原発事故と小児甲状腺がんの増加については、直接的な関係の証明は容易ではないが、本件原発事故後に、統計的に有意に小児甲状腺がんが多発していることは否定し得ないのであり、チェルノブイリ事故後に小児甲状腺がんが多発していることと併せ考えれば、本件原発事故による影響であると強く推認される（甲26）。

チェルノブイリ原発事故の際には、事故後4年目以降に、小児甲状腺がんの本格的な増加があったことなどからすれば、福島における小児甲状腺がんについては、今後さらに発症が加速することも懸念されている。

また、小児甲状腺がん以外にも、白血病や乳がん、その他のがんの発症リスクの増加も報告されており（甲27）、本件原発事故が、人体に大きな被害を及ぼしていること及び今後さらに被害が拡大する可能性が高いことが明らかとなっている。

オ 以上のとおり、放射線被曝は、急性障害による死の危険があり、さらに被曝線量が少ない場合であっても、晩発性障害としてがんや白血病といった疾患をもたらし、人の生命身体へ重大な危害を及ぼすものである。さらに、遺伝的影響も及ぼすものであり、被曝した本人に限らず、その子孫にも疾患の発症等の影響を及ぼし得る。

放射性物質は、ひとたび大気中に大量に放出された場合には、それ自体は無味無臭で直接目視もできないことから、その中にいる一般の人々は放射性物質や放射線を回避することは不可能である。周囲に放射性物質が拡散していることに気づかないケースすらあり得る。した

がって、放射性物質が放出された場所の付近にいる人々は、必然的に外部被曝し、さらに大気中の放射性物質の呼吸による吸引や放射性物質に汚染された食料を食べてしまうことなどによる内部被曝も免れ得ない結果となり得る。つまり、原発の過酷事故によって、大量の放射性物質が大気中に放出された場合には、その原発の周囲にいた人々のみならず、広範囲の人々にとって、被曝を免れ得ないのであり、その被曝によって被る健康被害の広がりは計り知れないである。

実際、本件原発事故後に福島県において小児甲状腺がんが多発している現状をみてもこのような放射性物質の脅威が現実化していることが分かる。

このように、放射性物質は、人類の存在自体に対する脅威であるといえる。

(2) 放射性物質の生態系への影響

上記のように放射性物質は、人間の生命身体に対して害を及ぼすものであるが、当然、その被害は人間に限られるわけではなく、他の動植物にも、放射線被曝による被害が及ぶ。

放射線に被曝した動物もがん等の疾患の発症によって死亡するリスクが高まる。また、放射線に被曝した動植物から奇形の子孫が生まれるなどの被害発生の可能性も指摘されている。

さらに、大気中や海中などに拡散した放射性物質は、直接生物に影響を与えるのみならず、放射性物質に汚染された植物等を捕食することによって、捕食者側も体内に放射性物質を蓄積し、そのように放射性物質を蓄積した動物を捕食する動物に汚染が広がるという形で、生態系全体への汚染が広がることになる。

したがって、放射性物質の拡散による自然環境の汚染は、単純にその土地が汚染されるということにとどまらず、その環境に棲む動植物全体への汚染という広がりを持つことになる。半減期の長い放射性物質に汚染された場合には、その放射性物質が、生態系の中にとどまり続けることを意味するのであり、その汚染は容易には浄化できない事態となり、汚染地域の動植物への悪影響が長期間継続することになる。

(3) 放射性物質放出による居住不能地域の発生

ア 原発の過酷事故等によって大気中に大量の放射性物質が放出された場合には、上記のとおり人体への健康被害や深刻な環境の汚染が現実化する。そして、ひとたび大量の放射性物質が大気中に放出された場合には、その回収は不可能であり、放射性物質は長期間にわたり地上に残留することとなる。放射性物質は、有害な放射線を出すが、その

放射性物質の半減期は、物質によって異なり、放射性物質によっては半減期が 1 万年を超えるものもある。本件原発事故によって大量に放出されたセシウム 137 の半減期は 30 年である。このように半減期が長期間に及ぶ放射性物質が大量に地上に残留した場合には、長期間にわたり放射線を出し続けることとなる。

このため放射性物質が大量に残留している地については、事故後、相当時間が経過した後であっても、高い放射線量が計測され、人体への影響が懸念される上に、そのような土地で採取される野菜や動物などの食料も放射性物質に汚染され、有害な食物となることから、人類が生活するには適さない土地となってしまう。

イ チエルノブイリ事故による避難区域

チエルノブイリ原発事故では、約 5200PBq の放射性物質が大気中に放出されたといわれている。

チエルノブイリ原発事故では、当初チエルノブイリ原発から 30km 以内の地域については、強制避難の対象となり、約 13 万人が強制的に避難させられた。

その後、30km 圏外の高線量地域についても立ち入りが制限され、今なお約 3700 km²が立入禁止区域となっている。

ウ 本件原発事故による福島県内の避難区域

本件原発事故の発生後、大量の放射性物質放出の危険が高まり、また、実際に放射性物質の大気中への放出が起こったことから、政府は、2011 年 3 月 11 日の本件原発事故の発生以降、順次、福島第一原発周辺住民へ避難指示を拡大し、1 号機建屋の水素爆発後の同年 3 月 12 日 18 時 15 分には、福島第一原発から 20km 以内の地域について、避難指示を出した。

その後、政府は、各地で計測された放射線量をもとに避難区域の見直しを度々行ってきた。

政府は、年間 20mSv 以上の被曝リスクがあるか否かをひとつの基準とし、新たな避難区域の設定を行っている。2012 年 4 月 1 日以降、「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」という新たな区域が設定されることになった。

「帰還困難区域」とは、5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20mSv を下回らない恐れのある地域で、年間積算線量が 50mSv 超の地域である。

「居住制限区域」とは、年間積算線量が 20mSv を超える恐れがあり、住民の方の被曝線量を低減する観点から、引き続き非難を継続するこ

とが求められる地域である。

「避難指示解除準備区域」とは、年間積算線量が20mSv以下となることが確実な地域である。

このような区域設定に応じて、順次避難区域の見直しが行われてきたが、今なお、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、川俣町の一部、飯館村、葛尾村、川内村の一部が、避難指示区域となっているのである（甲28）。

現在の帰還困難区域の面積は、約337km²に及び、約9100世帯2万4400人がその対象となっている。居住制限区域の面積は、約304km²であり、約8400世帯2万3000人がその対象となっている。避難指示解除準備区域は、約8200世帯2万4300人がその対象となっている（甲29、30）。

そもそも政府の定める年間20mSvを超える被曝リスクがあるかという基準の立て方自体が、住民の健康リスクを考慮した場合に妥当といえるのかという問題があり、住民の健康を守るためにには、もっと基準を厳しくすべきだという考えも強く主張されているところである。もともと一般市民の年間被曝線量が1mSvを超えてはならないという基準がICRPによって採用され、日本政府も一般公衆の被曝線量が1mSvを超えてはならないと定めている。しかし、年間積算線量が20mSv以下となる地域から避難指示を解除するという日本政府の方針は、このような従来の一般公衆の被曝線量限度を超える被曝を許容するものである。前述のように放射線被曝線量が高ければ高いほど晚発障害が発症するリスクは高まるのであり、一般公衆に、このような高線量地域での生活をさせるということは、一般公衆をこのようなリスクにさらすことになる。特に、妊婦や子どもたちは放射線に対する感受性が強く、より健康障害を発症するリスクが高いといえ、このような者にまで高線量の被曝を強いる日本政府の施策には批判が多くある（甲31）。

このような問題が指摘されている政府に基準によってすら、今なお7万人以上の住民が強制的に避難させられている状況である。

政府は、除染作業によって、年間積算線量を低減させていく方針だが、地上に拡散した放射性物質を完全に除去することは不可能であり、今後数十年にわたり人間が居住することのできない地域が出てくることが予想される。

エ 上記のようにチェルノブイリ事故や本件原発事故後の対応を見ても明らかなどおり、ひとたび原発の過酷事故が起こった場合には、長期間にわたり居住できない区域が広範囲にわたって発生する。このよう

に人間の居住できない広大な区域が発生するというのは、原発事故のもたらす被害の特異な性質である。

人為的な事故によって、これだけの広い面積の居住不能地域が発生した例は、原発事故以外にはない。

そして、このような居住不能地域の発生は、物理的な意味での移動、居住の自由が奪われるという制限にとどまらず、従来その場所で生活していた人々の生活の本拠が奪われるという意味を有している。さらに、そこに居住していた人々は、生活地域内でコミュニティを形成し、生活をしていた人々であるが、その本拠を奪われることによって、コミュニティ内に生活していた人々が、強制的にばらばらの土地で生活せざるを得ない状況に追い込まれることを意味し、コミュニティの崩壊をもたらす。その意味で、原発事故は、居住不能地域を発生させることによって、その地域内に居住していた人々にとっての故郷や地域コミュニティという重要な価値を破壊することになるのであり、その地域内に居住していた人々が被る被害は、およそ金銭では計り得ない重大な損失となるのである。

(4) 小括

以上のとおり、原発の過酷事故は放射性物質を大気中に放出することによって多大な被害をもたらす。

放射性物質から出される放射線は人体に重大な健康被害をもたらし、さらに遺伝子が破壊されることによって遺伝的影響をもたらすリスクも指摘されている。このような被害は当然人間に限らず、広く動植物に及ぶ。また、放射性物質が放出された土地の動物が、放射性物質が体表に付着したり、放射性物質を体内に取り込んだ動植物を食べることによって、放射線汚染は生態系全体に及び被害が広く拡散するという性質も持っている。そして、大量の放射性物質が残存する土地では、放射線の影響が長期間にわたって残ることから、人間がごく普通の日常生活を送ることのできない土地が広範囲にわたって生まれることになる。さらに、次に述べるように、風評被害による産業への多大な影響も、原発事故による特異な被害といえる。

このような個々の固体が受ける被害の深刻さや被害の連鎖、被害を及ぼす範囲の広範さは、多数の人々の人格的利益を根こそぎ奪うものであり、他の事故には決して見られない原発事故による被害の特異性を示している。

3 福島の現状（福島第一原発事故の現状、被害状況）

(1) 福島原発事故による放射能汚染

ア 放射性物質の拡散

本件原発事故は、莫大な放射性物質を外部環境に放出することとなった。この放射能は、大気、土壤、地下水、河川、海洋などの環境中に大量に放出され、人々が生きていくための環境をことごとく汚染した。この放射能汚染は、現在もなお継続している。

原子力安全・保安院は、2011年4月12日時点において本件原発事故により広い範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとして、国際原子力事象評価尺度(INES)に基づき、最悪の「レベル7(深刻な事故)」に評価を引き上げた。この時点で、1979年のスリーマイル島原発事故のレベル5を超えて、1986年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵する状態に至った。

本件原発事故で大気中に放出された放射性物質の線量は、ヨウ素換算(INES評価)にして約900PBq(ペタベクレル。うちヨウ素:500PBq、セシウム137:10PBq)とされている。放射性核種(ヨウ素、セシウム、ストロンチウム等)が大気、土壤、地下水、河川、海洋などの環境中に大量に放出され、現在もそれは継続している。

また、環境省によると、福島県内の515km²もの土地が年間20mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域になり、同県内の1778km²もの土地が年間5mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域になった。そして、年間1mSvを超える地域については、途方もない広範囲になることが予想され、単なる数字ではイメージのわからない汚染の広がりを見せている。

イ 本件原発事故による避難区域、警戒区域の指定等

菅直人内閣総理大臣(当時。以下「菅総理」という)は、2011年3月11日19時03分、原子力緊急事態宣言を発令して原子力災害対策本部(以下「原災本部」という)を設置した。

その後、同日21時23分、原災本部長である菅総理は、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、福島県知事及び関係各自治体に対し、福島第一原発周辺から半径3km圏内の住民等に対する避難指示及び半径10km圏内の住民等に対する屋内退避指示を行った。

菅総理は、1号機及び2号機のベント実施予定時刻になってもベントが行われなかつたことを受けて、ベントが成功せず格納容器で爆発が発生した場合、半径3km圏内の避難指示では不十分であるとして、同月12日5時44分、福島第一原発から半径10km圏内の住民等に対する避難指示を行つた。

同日15時36分、1号機原子炉建屋で水素爆発が発生し、原子炉建

屋の屋根や壁面上部が損壊した。菅総理は、同日 18 時 25 分、福島第一原発から 20km 圏内の住民等に対する避難指示を行った。

菅総理は、同月 14 日 11 時 01 分に発生した 3 号機の水素爆発を受けて、同月 15 日 11 時 00 分、福島第一原発から半径 20km 以上 30km 圏内の住民等に対する屋内退避指示を行った。

その後、菅総理は、同年 4 月 21 日、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）による改正前の原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項に基づき、それまで避難を指示していた福島第一原発から半径 20km 圏内の区域について、原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づく「警戒区域」に設定するよう指示した。さらに、菅総理は、4 月 22 日には、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項に基づき、福島第一原発から半径 20km から 30km 圏内の屋内退避指示を解除し、新しく計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定して、住民らに対し避難等を求めた。この際、飯舘村の全域、川俣町の山木屋地区・国有林、葛尾村と浪江町の警戒区域以外の地域及び南相馬市の一部が計画的避難区域とされ、福島第一原発から半径 20~30km 圏で計画的避難区域でない地域が概ね緊急時避難準備区域とされた。

また、原災本部は、同年 6 月 16 日、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される箇所において住民らの避難の支援または促進を行う「特定避難勧奨地点」を定める方針を発表し、同年 6 月 30 日以降、順次指定した。

なお、緊急時避難準備区域は、2011 年 9 月 30 日をもって解除された。特定避難勧奨地点のうち、伊達市と川内村の 129 世帯については、2012 年 12 月 14 日に指定が解除された。旧来の警戒区域と計画的避難区域については、同年 4 月以降、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の 3 区域への再編が進められた。

そして、同年 4 月 1 日、田村市の警戒区域は避難指示解除準備区域に、川内村の警戒区域は居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編され、同月 16 日、南相馬市の警戒区域及び計画的避難区域は前記 3 区域に再編され、同年 7 月 17 日、飯舘村は前記 3 区域に再編され、同年 8 月 10 日、楢葉町の警戒区域が避難指示解除準備区域に再編され、同年 12 月 10 日、大熊町が前記 3 区域に再編され、2013 年 3 月 22 日、葛尾村が前記 3 区域に再編され、同月 25 日、富岡町が前記 3 区域に再編され、同年 4 月 1 日、浪江町が前記 3 区域に再編され、同年 5 月 28 日、双葉町が帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に再編された。

そして、川俣町の計画的避難区域については、同年8月8日に居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編された。

その後、2014年4月1日、田村市の避難指示解除準備区域が解除され、同年10月1日、川内村の避難指示解除準備区域が解除され、そして2015年9月5日、楢葉町の避難指示解除準備区域が解除された。

(2) 避難者の苦難

ア 避難過程における苦難～未曾有の広域避難～

本件事故による放射能の大量流出は、広域かつ未曾有の数になる避難者を生み出した。

(ア) 膨大な避難者数、広範な地域からの避難、全国に散る被害者

上記のように、本件原発事故後に政府からの避難区域の指定がなされたが、その指定区域は、福島県内の12市町村に及んだ。避難した人数は、2011年8月29日時点において、警戒区域で約7万8000人、計画的避難区域で約1万10人、緊急時避難準備区域で約5万8510人、合計で約14万6520人に達する。

これに対して、国際原子力機関（IAEA）の報告によると、チェルノブイリ原発事故により1年以内に避難をした人の数は、ベラルーシ、ウクライナ及びロシアの3カ国合計で11万6000人と推計されている。つまり、本件原発事故による避難指示区域内の地域からの避難者は、チェルノブイリ原発事故のほぼ同等人数ということになる。

そして、上記の避難区域等の指定をされなかった福島県内の多くの地域においても、年間1mSvをはるかに超える放射線量が検出されている。このため、避難区域外（特に、福島市、郡山市、いわき市等）の住民の多くも福島県内にとどまることができず、県外に避難することを余儀なくされた。特に、妊婦や子どもを抱える家庭は、住居地にとどまるか避難するかの選択を突きつけられた。そして、少なくない人々が妊婦や子どもを抱えて、県外での避難生活を送ることを決断した。

災害救助法が本件原発事故の直後から福島県全域に適用され、避難区域等の内外を問わず、避難した福島県民の多くが同法に基づいて全国各地に設けられた避難所や応急仮設住宅（みなしふせきじやくを含む）に入った。こうして、福島県から県外に避難した人々は実に5万3960人に及んでいる。

(イ) 着の身着のままの多段階避難

かかる大規模な避難が円滑に行われたわけではない。事業者らや

地方公共団体から十分な情報を得ることもできず、事故への恐怖、生命身体の危険から、着の身着のまま、知り合いからの口コミや噂などの不確実かつ限られた情報を頼りに、避難を敢行した者も多い。そして、避難場所にたどり着いても、既に受け入れ人数が満杯であったり、その場所が高線量であるということで再度の避難を強いられたり、親類の家であっても長期間は居づらい等の事情で、多くの被害者が避難のための移動を何度も繰り返すことを余儀なくされた。

イ 避難先での苦難～避難者のおかれた現実～

(ア) 避難生活の実態

本件原発事故に伴う避難者の多くは、それまで自然との調和のもとに生活し、家族や地域の人々との交流など充実した日常生活を送っていた。

ところが、避難者らは、本件原発事故により、自らが拠って立つ基盤である地域生活（コミュニティ）から切り離された上、長引く避難生活によってそれぞれの人生設計、生活に決定的に重大な影響を受けている。

避難者らは、突然大切な故郷からの避難を余儀なくされ、集落や地縁から分断され、長年継承されてきた伝統文化を享受することもできなくなり、それまで築き上げてきた生産や学びの場も消失してしまった。

さらに、避難生活の長期化で体力も衰え、特に高齢者を中心に体調を崩し、最悪の場合は避難先で死亡したり、自死という道を選んでしまう痛ましい事態も生じている。

2015年3月10日付の東京新聞の報道によれば、本件原発事故で避難を迫られ体調が悪化して死亡した事例などを同紙が「原発関連死」と定義し、同紙が独自に調査したところ、「原発関連死」の総数は少なくとも1232人に上ることである。

また、本件原発事故によって避難を余儀なくされたことが原因となって死亡したいわゆる自死事件について、東京電力の責任を認め、同社に対して損害賠償を命じる判決も出されている（福島地裁平成26年8月26日判決、福島地裁平成27年6月30日判決）。

(イ) 避難生活の苦難（身体的、精神的限界）

i 避難所での生活

本件原発事故の避難者が当初避難した避難所の多くは、公共の施設（公民館、学校、体育館、イベントホール）や催事場のフロアなどであった。

ほとんどの避難所では、広いフロアや部屋に複数の避難世帯が雑居を余儀なくされ、避難世帯相互を隔てる仕切りは十分に設置されず、プライバシーはないも同然であった。女性が着替える場所に事欠く避難所も少なくなく、衆人が監視する中で下着姿にならざるを得ないこともあった。

また、本件原発事故発生の当初は、物資不足と交通インフラ麻痺のため、食料も十分に供給されない、供給されたとしても栄養バランスの偏った食べ物（カップラーメンやおにぎりのみなど）しか供給されない避難所が少なくなかった。そのため、高齢者や糖尿病などの持病を持つ避難者の健康状態が悪化するという事例も少なくなかった。

ii 仮設住宅での生活

多くの避難者は、上記の1次避難所から、応急仮設住宅または応急仮設住宅扱いの公営住宅や民間借り上げ住宅（みなし仮設住宅）に入居して、そこでの長期にわたる避難生活を余儀なくされている。

仮設住宅の生活は、一定のプライバシーは保たれているものの、避難者の多くはそれまで広い敷地内の家屋に居住しており、狭い仮設住宅での生活では、家財道具の収納場所も満足にななく、また狭い場所に家族が閉じ込められて生活しているため、家族同士の諍いも多くなる。

さらに、そもそも仮設住宅のような集合住宅での生活に慣れていない。そのため、仮設住宅では、隣や上下階の騒音が気になつたり、自らの生活で音を出さないように気をつけたりするという慣れないと生活を強いられることになった。

iii 見知らぬ土地での生活の不安

住み慣れた故郷から避難することを余儀なくされた避難者の多くは、避難先の見知らぬ土地での生活に不安を抱いている。さらには、避難以前の居住地にはあった近隣の人間関係が、避難先では希薄になってしまい、孤独感を感じる避難者も少なくない。

iv 被曝者としての不安

避難者らは多かれ少なかれ、避難前または避難中に被曝している。本件事故後、ホール・ボディ・カウンターの検査を行い、「規定数値以下」といわれても、被曝したことの事実やその不安を消すことはできない。「将来、どのような病気になるのか。差別されるのではないか。結婚できるのか。子どもは健康に生まれてくる

のか」など、不安と心配は尽きない。

v 仕事の喪失

人間にとて働くことは、程度の差はあるが、生きがいの 1 つとなっていることが多いが、多くの避難者が、避難に伴い、避難元での仕事を断念せざるを得なくなったり。自ら経営していた店を閉めたり、田畠を耕すことができなくなったり、職場を退職せざるを得なくなったりした避難者も多い。

vi 避難生活に伴う家族の分断

避難生活は家族の分断を招くことが多い。家族やコミュニティごとにまとまって避難したわけではなく、離ればなれになってしまった家族もある。

また、家族が行動を共にできたとしても、それまでの広い家で暮らしていた家族が、心身ともに大きな負担のある避難生活を、以前よりも狭い避難先で送らなければならないとき、家族間で共に生活することが困難になり、家族の一部が別の避難先に移転するということも起きている。

vii 被害者同士の軋轢、差別

避難者の多くは、避難先で「被曝しているのではないか」ということで差別を受けることがある。特に福島県外に避難した避難者の中には、福島ナンバーの自動車ということで飲食店への入店を拒否されるなどの事例も発生している。

さらに、避難の長期化は、被害者同士の軋轢を生んでいる。例えば、福島県いわき市は、福島第一原発から至近の距離にあるにもかかわらず、避難指示の対象地域とはならなかった。そして、同市内には多くの仮設住宅が建設されたため、多くの避難者がいわき市の仮設住宅等に居住している。いわき市に住む避難者は、東京電力から高額の賠償を受けているなどとして、いわばいわき市民からねたみ、やっかみの目で見られることもあり、嫌がらせを受けることがある。金銭賠償の不平等な扱いは、本来団結しなければならない被害者同士に亀裂を生じさせているのである。

ウ 故郷の喪失

避難者の多くは、長年暮らしてきた土地・地域への愛着がある。例えば、避難者の多くは、広い敷地で、部屋数も多く、間取りが広い家に住むなど、生活空間に余裕がある生活をしていた。

また、居住していた家屋だけでなく、敷地内に様々な庭木を植え、家庭菜園を作っていた。これらの庭木は季節ごとに花が咲き、実をつ

け、避難者らはそれらを鑑賞したり収穫したりして楽しんできた。家庭菜園では、様々な種類の野菜を作り、自分たちの家族だけでなく、親戚や友人に配るなどして、新鮮な食材を活用してきた。

このように、避難者の多くは、自然豊かな環境の中で、食、居住の面で充実した生活を送ってきたのである。

さらに、避難者の多くは、親、祖父の代から避難元の故郷に長年居住してきた。東北の寒村の中で、自分たちで苦労して田畠を開墾し、農作物を生産するための地道な努力を続けてきた。そして、結婚や葬儀の場合はもちろん、親の還暦、子どもや孫の七五三等のお祝い事があると、近所の親戚一同が集まり、会食を開いていた。また、被害者によつては、近隣の森林や山を入会地として利用してきた。近隣の住民は入会地を共同所有として登記し、代が替わってもそれらの森林、山を守ってきた。こうして、近隣住民、親戚との密接な人間関係を大切にしながら、近所で生活する者の顔や生活が見える中で、相互に助け合つて生活してきたのである。

ところが、本件原発事故により、これらの地域や自然環境、人間関係を含めた故郷での生活をすべて奪われてしまったのである。

(3) 避難指示区域以外の放射能汚染地域の現状

ア 政府による避難指示の相対性

上記(1)イで述べたとおり、本件原発事故により一定の範囲で政府による避難指示が出され、それに伴い、多数の避難者が生まれることになった。しかし、上記(1)アで見るとおり、本件原発事故により、当該避難指示区域以外の地域にも広範に放射性物質が放出され、実際に、避難区域指定をされていない福島県内の多くの地域においても、年間1mSvをはるかに超える放射線量が検出されている。

このように、避難指示区域外にも本件原発事故による放射能汚染は広がっているのであるから、政府の避難等の指示は避難するか否かを判断する1つの要素に過ぎず、絶対的な意味を持たない。政府の指示の相対性は、事故当初に諸外国が自国民に出した指示と比較することにより一層明らかとなる。例えば、米国政府は、自国民に対しては、2011年3月16日、福島第一原発から半径80km圏外に退避するよう勧告を出している。その避難勧告の範囲は、日本政府の指示よりも半径にして50kmも広い。

さらに、本件原発事故により、放射性物質は地形を問わず面的に広範囲に拡散したため、全地域の放射線量を正確に計測することも不可能である。現に、国としても放射線量の測定はモニタリングポストに

とどまっている。

そして、放射線量は、計測機器、計測位置、計測時の天候、計測前の清掃状況等により異なった数値を示す。実際に、国が設置したモニタリングポストは、役場の駐車場など水はけのよいところが選定されていることが多く、計測機器の周囲をコンクリートや金属で覆ったり、わざわざ除染を行った上でモニタリングポストを設置したりしているところもあるとの指摘がなされている。

現に低線量といわれている地域においても、数多くのホットスポットが存在しているのである。

したがって、本件原発事故は、政府による避難指示区域以外の多くの地域においても広範な放射能汚染をもたらし、そうした放射能汚染地域において生活せざるを得ない滞在者や、そこからやむなく自己負担で（すなわち、十分な公的支援を受けられずに）避難を余儀なくされている避難者（いわゆる「自主的避難者」）を生み出している。

イ 汚染の継続、増加の危険

こうした放射能汚染地域において生活する滞在者にとっては、たとえ低線量であっても、環境中に放出された放射性物質の危険と常に隣り合わせで生活をしなければならない。こうした精神的負担は、今後放射性物質が除去されるまでずっと続くことになる。

放射能汚染から原状回復するためには、放射性物質あるいは放射性物質が付着した物を除去したり、遮蔽物で覆うなどの除染を行う必要がある。

現在、放射性物質汚染対策特措法に基づいて、除染が国（除染特別地域）ないし市町村（汚染状況重点調査地域）により行われている。しかし、その進行状況は遅く、その方法も表土を剥ぎ取ったり、高圧洗浄機で流したりしているだけで、剥いだ土等の保管場所も定まっておらず、放射性物質を取り除くのではなく移しているだけの「移染」を行っているに過ぎない。

さらに、山間部に降り注いだ放射性物質は、雨風を通じて河川や海洋に流入したり、人の住む集落や町に流入する。

こうした放射能汚染の継続や増加の危険は、観光客の減少をもたらし、地元の人間にとっても、内部被曝の危険、それに伴う不安やストレスの増加、海水浴をしたり、海や川での釣り、山での山菜採りなどができなくなるなど、生活の質の低下などをもたらしている。

ウ 内部被曝の恐れ

放射性物質を経口で摂取したり、吸入したりすることにより被曝す

る内部被曝は、その放射性物質が排泄されない限り長期にわたって体内で被曝し続けることになり、生命・健康に大きな影響を及ぼす危険がある。

そのため、内部被曝を回避するためには、飲食物に関して放射性物質が付着していないものを摂取するだけでなく、屋外での活動の回避・常時マスク等の装着などの対策をとることになるが、それは日常生活において相当な制限・負担となるし、現実的にはこれでも内部被曝を避けられるものではない。

福島県はもともと、野菜、果物、米、山菜、海産物など自然の食材の宝庫であったが、今ではこれらの福島県産の自然食材を口にすることは、内部被曝の危険が生じる可能性がある。

実際に、こうした放射能汚染地域に居住する滞在者の中には、内部被曝を避けるために福島県産の食材を一切買わない者、水道水を避け、ペットボトルを購入し続けている者もいる。「内部被曝ができるだけ避けたい、子どもに被曝させてはならない。子どもたちのリスクはできる限り減らさなければならない」という気持ちから、生活費が増加しても、子どもを守ろうと、このような生活を続けているのである。

二 生活の質の低下

さらに、日常生活においては、常に目に見えない放射性物質を恐れながら生活しなければならない。例えば、洗濯物を外に干すということ、地物の食材を買うこと、家庭菜園で野菜を作ることを躊躇する気持ちに自然となってしまう。このように、日常生活の中で、常に放射性物質を恐れながら生活することを余儀なくされている。毎年帰省していた子や孫も帰ってこなくなり、自慢の米や野菜を喜んで食べててくれる人もいなくなってしまった。

家庭菜園の土壤は汚染されている可能性があり、子どもに安心して食べさせる野菜を作ることができない。川に釣りに行くことや、山に山菜を採りに行くことも、放射性物質が検出されているために、躊躇せざるを得ない。福島沖の海に棲む魚介類からは、基準値以上のセシウムが検出されている。

さらに、屋外で深呼吸をしたり、山歩きをしたり、散歩をすることも抵抗を感じてしまう人もいる。外遊びをしたい盛りの子どもたちに、「外遊びをしてはいけない、草や虫、木の実などを採ってはならない」などと止めなければならぬ。幼い子どもたちは、外遊びができず、ストレスを溜めているばかりか、体力的にも衰えが見られる（福島の子どもたちに肥満の傾向が見られるとの統計結果も出ている）。

オ 不安との戦いやストレス

また、ひとたび地震が来れば、まず「原発は大丈夫か、避難の必要があるのではないか」と考えなければならず、安心して生活を送ることができない。

そして、目に見えない放射性物質を恐れ、日々、継続的な被害を受け続けている。日々低線量の被曝にさらされ続けているということだけでも大きな不安を抱く。放射性物質は目に見えず、臭いもしないので、それだけに日々感じる不安感や恐怖感は大きい。

特に、放射線感受性の高い子どもを持つ親の不安はより一層大きい。例えば、子どもが鼻血を出す度に、また下痢をする度に、「もしかしたら、放射線の影響なのではないか」と心配せざるを得ない。

日々の日常生活の中でこうした放射能のことばかりをずっとと考え続けているのは、それだけで大変なストレスであり、疲弊する。できれば放射性物質の危険性など忘れててしまいたい、本件原発事故前のように平穏に暮らしたい、それが偽らざる心境である。

しかし、チェルノブイリ原発事故の周辺地域では、事故から4~5年経過してから、子どもに甲状腺がんの増加が確認されたという厳然とした事実がある。

放射能汚染地域の滞在者は、今後もずっと、「わが子が発病するかもしれない」「甲状腺がんになるかもしれない」と恐れ、心配しながら生活を続けなければならないのである。

カ 原告森園和重の意見書から

福島第一原発から約60km離れた福島県郡山市に居住する原告森園和重は、本件第1回口頭弁論期日において、次のとおり意見陳述を行った。

「郡山市もそうですが、情報が錯綜する中、子ども達の姿が公園から消えました。どの公園も、子ども達や乳幼児を遊ばせるお母さん達の姿が見られなくなって行きました……異様な状況下に置かれ、まるでSF映画でも見ている様でした。」

「先生方と親御さん達の手によって学校や通学路の除染が始まりました。試行錯誤の除染です。これは被曝を伴う作業です。その姿をあちこちで見かける様になりました。」

「放射性物質を高圧洗浄機で洗い流すのです。『汚染物質を移動させるだけだ』と言われても、やらずにはいられませんでした。」

「なぜ、私たちが自分達の手でやらなければならなかつたのでしょうか。通常であれば事故を起こした企業がやるべきこと、それは東電だ

けではなく、こんな危険な原発を造ったメーカーが行って当たり前のことです。」

「国・県よりスピードイーの情報を隠され、ヨウ素剤配布を見送られ、無用な被曝をさせられた上、3~4割低く表示されるモニタリングポストやガラスバッジにより外部被曝のみ考慮されるというまやかし！食事や呼吸による内部被曝も積算しなければならない。このことは原発メーカーであれば当然ご存知のはずですよね。」

(4) 産業への影響

本件原発事故による広範囲にわたる放射能汚染は、様々な産業にも大きな影響を及ぼした。

ア 避難指示等によるもの

本件原発事故後、上記のとおり、福島第一原発の半径 20km 圏内は「警戒区域」に設定され、居住も禁止され、区域内の立ち入りは厳しく制限される状況が続いた。

このような地域では、営農、畜産、漁獲等、さらには製造業、観光業、小売業等は、ほぼすべての事業について、事業はおろか生活することもできない状態となった。

また、20km 圏外においても、放射線量が高い地域については、「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に指定され、常に緊急時に備えて、屋内退避もしくは避難ができるようにすることが求められ、事实上事業等は不可能に近く、からうじて事業を行ったとしても極めて困難な状況であった。

イ 避難指示等がない地域について

避難指示等がなかった地域についても、上記のように広範囲の地域が放射能汚染されたため、農作物は作付けや出荷が制限され、他の産業でも取引が控えられ、収入が激減したり、離農や廃業に追い込まれるなどの被害が生じた。

(5) 福島第一原発の状況一本件原発事故は収束していない

東京電力と国は、現在、福島第一原発の 1 号機ないし 4 号機の廃止措置等に向けた中長期計画に基づいて、その作業を実施している。

具体的には、10 年以内を目標に燃料デブリ（燃料と被覆管等が溶融し再固化したもの）の取り出しを開始する、また、30 年から 40 年後を目指に、燃料デブリをすべて取り出し終わり、放射性廃棄物の処理・処分を終了させるというものである。

すなわち、完全な廃止まで、少なくとも 30~40 年に及ぶものである。その間、本件原発事故で大きく損壊した 1 号機ないし 4 号機からは依然

として、放射性物質は放出され続けることになる。また、廃止に向けた作業期間中に、大きな震災、津波等が再び発生すれば、さらに大量の放射性物質を屋外に排出することになる。

その上、福島第一原発は、2011年12月17日に野田首相（当時）によって事故収束宣言が出されているにもかかわらず、その後も現在に至るまで、数々の汚染水漏れ事故、配管や計器のトラブルなど、無数の事故、事象、インシデントが発生している。

たとえば、2014年11月13日付福島民報では、福島第一原発で、汚染水を保管するタンクに水を送るポンプの発電機から火の粉が出て、作業員が消し止めるという事故が発生したと報道された。さらに、同紙の同日付で、福島第一原発1号機建屋カバーの解体に向けた作業で、飛散防止剤の散布などに使用するクレーンの配管で油漏れが見つかり、作業を中止したと報道されている。また、福島民友ニュース2014年11月28日付では、福島第一原発2号機使用済み核燃料プールの冷却が約5時間にわたり停止したと報道された。その原因是、空気圧縮機が停止したため冷却用の水を送るポンプの弁が閉じたことであるという。さらに、共同通信の2015年4月13日付では、福島第一原発で炉心溶融した原子炉格納容器内部に初めてロボットが投入されたが、走行開始後わずか3時間で停止し、放射線量が極めて高い内部を遠隔操作で探る困難さが浮き彫りになったと報道された。

また、汚染水問題にしても、朝日新聞2014年12月17日付では、福島第一原発で、作業ミスが原因でタンクにつながっていない配管に汚染水が流れ込み、処理済みの汚染水6トンが漏れたと報道された。東京新聞2015年3月26日付では、東京電力が、昨年4月からの1年ほどの間に、福島第一原発から7420億ベクレルの放射性セシウムが海に漏出していったとの試算を明らかにしたと報道された。この量は、東電が原発事故前に定めていた年間の管理目標値（2200億ベクレル）の3倍超に当たることである。また、共同通信2015年5月25日付では、本件原発事故で、2号機の放水路上流の水から、4月までの数十倍の高濃度のベータ線を出す放射性物質が検出され、原子炉建屋には相変わらず毎日約300トンの地下水が流入していると報道された。

これらの報道を見ても、到底本件原発事故が収束しているとは言い難い状況であることは明らかである。

こうした福島第一原発の状況からすれば、今後もまたいつ大事故が発生し、大量の放射性物質が拡散されるか分からない状況であり、原告にとっても、原発事故、放射線被曝の危険に今後もさらされ続けること

になるのである。

(6) 小括

以上のとおり、本件原発事故による被害の甚大さ、深刻さは筆舌に尽くし難いものであり、しかもそれは現在も拡大し続けている。さらに、福島第一原発においては、事故そのものが未だ収束していないのである。

これこそが原発事故であり、「安全神話」のもと、原子力の危険性を顧みることなく走り続けた結果なのである。我々は、ここで必要なことを学ばずして未来を語ることはできない。本件原発事故の再現を絶対に許さないこと、それは全世界の人々の権利となつたというべきである。

4 原子力の恐怖

以上のとおり、政府や原子力事業者等が意図的に「安全神話」を垂れ流してきたものの、原子力を人間の力で完全に理解し、コントロールすることはできていないのであって、原子力を人類が安全に使用することは不可能である。そして、現実に、原子力兵器はいうに及ばず、原発も、これが実用化されてから今日に至るまで、数多くの事故が繰り返されている。INES レベル 4 以上の事故の発生回数は、スリーマイル島やチェルノブイリを含めて世界で 14 件にも上っており、もちろん直近では、2011 年 3 月 11 日に本件原発事故が発生した。

これらの事故による被害は現在も継続中であるが、その特異性は、甚大とか深刻とかいった形容をもってしても表現できない異常な規模、程度のものである。

日本に住む人々は、原爆の恐るべき破壊力をとりわけよく知るはずであるが、このような被爆による急性障害のみならず、原発事故がもたらす低線量の被曝は、人体にがんや白血病といった重大な疾病を引き起こし、被害者は命の危険にさらされる。また生殖細胞が放射線を受けた場合には、その影響は子孫にまで現れる可能性がある。さらに、放射線は生態系を汚染し、人の住む町や村を廃墟にし、コミュニティを破壊する。

こうして、原発事故による被害者は生命を絶たれ、身体をさいなまれ、地域・人間関係・コミュニティ・事業・財産を奪われるのであり、まさに原発事故によって被害者の人格は完膚なきまでに打ちのめされる。またその被害は人の一生を遙かに超える長期にわたり、いったん被ったら回復不能である。

原発事故による被害は極めて特異であって、しかも原発事故が頻々と起こっていること、特に本件原発事故の未曾有の被害が現在も続いていることを考えると、原子力を恐れること、原発事故を回避しようと願うことは、人間の心として当然の、かつ切実なものである。人間には様々な恐怖の感

情が起こりうるものであり、たとえば飛行機事故、自動車事故、または犯罪に遭うのではないか、病気にかかるのではないか、といった恐怖は、その理由如何によっては単なる不安感とみられても仕方がない。しかしながら、原子力、原発事故に対する恐怖は、その被害の特異性と起こりうる可能性、いや実際に眼前に起こっている事実を考え合わせれば、交通事故や病気の恐怖とは次元が異なるものであって、到底、同等に並べることはできない。後述する大飯原発の差止めを命じる福井地裁の判決では、原発事故の人格権に対する侵害が具体的にあることを根拠に、原発稼動の差止めを認めた。

原子力に対する恐怖がこれほど深刻なものであり、かつ原子力をコントロールできないことが経験上も技術上も明らかとなっている以上、かかる恐怖から免れて生きてゆきたいという思いは、人格に対する具体的な危険を避けようとする、根拠に基づく合理的かつ切実なものである。

5 学説・海外の動向

本件原発事故以降、複数の憲法学者等が、原発事故や原発そのものについて、憲法や人権の観点からの検討が必要であるとして、様々な主張を開している。原発は人権の問題であることを前提に、原発の存在そのものが国民の人権を侵害しているとの見解、原発事故の不安・恐れに対する憲法上の保護の必要性を述べる見解など、ノー・ニューカス権とその趣旨と同じくする主張が唱えられている。

また、諸外国の動向を見ても、本件原発事故以前より、国として原子力に対する拒絶の態度を示す国が存在していたが、本件原発事故以降は、原発の建設・稼働の進む国でも、反原発運動が激しさを帯びており、原子力に対する抵抗が強まっている。

(1) 学説の動向

本件原発事故以降、原発事故や原発そのものに関し、憲法学者等より以下のような主張がなされるようになった。

ア 中里見博准教授（徳島大学）

同教授は、原発の通常運転そのものが、恒常に様々な人権を侵害していると指摘する。たとえば、放射能被曝により、生命の権利（憲法13条）、社会的生存権（健康文化生活権、25条）が侵害され、原発の真の存在理由が核の軍事利用にあるとすれば、平和主義（9条、前文の平和的生存権）に反しているとする。

その中で、原発やその苛酷事故が侵害する人権の中核は、「生存権」であるという。現在、日本国憲法には、①社会的生存権（憲法25条）

と②平和的生存権¹（憲法前文）という2つの生存権が存在し、原発はそのいずれをも侵害している。

しかし、原発被害の深刻な被害の実態、具体的には、i. 原発及び原発事故による人権侵害と環境被害は、現在の時間と空間を超える射程と規模を有すること、ii. 原発由来の低線量被曝は、DNA レベルで生命の連鎖を傷つけること、iii. 原発の苛酷事故は、故郷、コミュニティ、人の絆、生業、土地、住居、農地などを根底から破壊し、奪うこと、ということに鑑みれば、その被害の実相に見合った新しい第3の生存権の保障が必要であると論じる。

すなわち、原発は、事故が起きて初めて人権侵害を生むのではなく、原発の平常運転そのものによって、人びとの基本的な人権（同教授は、「環境的生存権」と呼ぶ）を侵害すると論じる（以上、甲15）。

イ 清野幾久子教授（明治大学法科大学院）

本件原発事故による被害は、環境権の侵害にあたることは明らかであって、今回の事故を憲法論、特に国民の環境に関わる権利の側面からの再検討が必要とする。

これまでの環境権論の議論では、「環境」という定義について一定の共通認識がなかったことや、憲法学において環境権についての内容や権利の性質、条文上の細かい根拠について十分に吟味してこなかったことなどから、今回の原発事故の被害に対しては対応できない。

同教授は、環境権とは、水・大気・土壤が汚染されずに、生命・健康が保たれるという、「環境に関わる権利」（環境に関する基本権）とする。そして、今回の原発事故は、人間が生存する上での必要な条件である、水・大気・土壤などの環境要素が汚染され、しかもその汚染の程度は、人間が住み続けることの出来ない程であると述べる。

環境権の根拠は、憲法学においては、条文上の根拠を13条及び25条におく二重包装論が多数であり、同教授はこの根拠ごとに詳細な検討をしている。

①憲法25条を根拠とする環境に関わる生存権（同教授は、これを「環境的生存権」と呼ぶ）の内容は、「人間が、人間の尊厳を守って生存す

¹ 平和的生存権を侵害する論拠として、中里見教授は、4つの点を挙げている。i. 原発はもともと原子爆弾の開発により生まれた技術であること、ii. 政府にとって、原発は、エネルギー政策以上に核武装を主たるねらいとする国策そのものであること、iii. 放射能による被曝という被害では共通すること、iv. 平和的生存権の「平和」概念は、「暴力」の反対概念としてとらえる平和学の成果に基づき拡大して理解されるべきで、直接的・構造的・文化的暴力そのものである原発は、拡大された意味での平和的生存権を侵害することの4つである。

るために必要な環境的条件（環境材）が国によって確保され（社会権的側面）、それが破壊・汚染などで損なわれる恐れから免れる生活を営む自由である（自由権的側面）」とする。後者は、平穏生活権といわれている。

環境的生存権の法的性格については、環境的生存権に基づく妨害排除請求が可能であり、次いで「それに至る環境の破壊の防止に努める」という国家の責務が生じるとする。そして、環境的生存権と構成するメリットは、環境が極度に悪化し、生命・身体に危険が及ぼうとしているにもかかわらず、国家がこれに対して何ら保全措置をとらずに放置している場合、立法裁量は縮小し、通常の立法不作為の違憲性が成立しうることにあるとする。

他方、②憲法13条を根拠とする環境に関わる人格権（同教授は、これを「環境的人格権」と呼ぶ）とは、「個人が、生命・健康を存続させ、身体の完全性を保つという人格権としての身体権の一環として、一定の質・量の環境材（水・大気・土壤など）を享受（確保）する権利」と定義する。

そして、環境権で問題となる「生命・健康」は、身体的人格権と精神的人格権という2つの側面を有することから、環境的人格権としては、(ア) 生命・身体・健康と密接に結びついて環境にかかる権利（環境材享受権、公害排除権）という従来型の権利内容と、(イ) 身体と結びつきながら、精神的平穏、不安感のない日常生活を営む権利を「人格権」に取り込んだという意味での「平穏生活権」を含むとする。

最後に、原発のような科学的不確実性のある高度科学技術に関し、事故のリスクに備えて、まず、人間の身体を取り囲む水・大気・土壤などの最狭義の「環境」それ自体が保護法益となり、公共的規制に不十分さや不全が生じている場合（その典型が本件原発事故）、最狭義の「環境」を守ることは私権であるとともに、そのまま公共的利益に連なり、人間との関係から「権利」として環境権を再構成し、生命・健康への侵害や汚染から守っていくことこそが必要とする。

そして、環境権は、放射性物質の環境関連法からの適用除外規定を削除し、規制基準や罰則を設けることを求める根拠となり得、上記で述べた環境的人格権は、原発施設の設置・稼働の事前差止めの根拠となるとする。環境的人格権は、危険への「不安・恐れ」をも包含する権利であることにも意義があると論じる（以上、甲32）。

ウ 辻村みよ子教授（明治大学法科大学院）

同教授は、原発事故やそれに起因する災害に対する憲法学ないし人

権論からの考察が不足していることを指摘した上で、安全な環境の中で生きる権利、震災復興や原発事故対策に資する人権論の構築を試みている。

環境権、すなわち良好な環境を享受する権利について、これまでの裁判例では、環境権を明白に否定した判決や多少とも理解を示した判決など多くの例があるが、環境権の概念とその権利性について明示したものは存在しない。他方、学説では、近時、環境権を憲法上の法的権利として承認する立場が有力であり、憲法 13 条と 25 条をともに根拠とする競合説が妥当と解している。

この環境権の理解を前提にすると、本件原発事故による放射能汚染によって近隣住民や国民の環境権が害されたことを理由として、自由権としての妨害排除請求（除染や事故対策を求める権利）のほか、社会権として生活環境の保全のための給付や具体的対応策を求める権利を主張することができると述べる。また、自由権として健康が害されない良好な環境の保全を求める権利を構成することで、損害賠償が認定される可能性も高いとする。

さらに、憲法 13 条で保障され、国際規範としても承認された固有の人権である生命権に関し、この生命権をさらに具体化して、「安全な環境の中で生きる権利を侵害されないことを内容とする自由権的な権利」として構築することができるとも論じる。生命権はこれまで、たとえば戦争や平和的生存権との関係で「戦争によって生命を脅かされない権利」ととらえられて自由権的（妨害排除請求権的）構成がなされてきたが、今後は、政府の原子力政策や核兵器製造・持込み・使用等によって、生命を脅かす危険を招かないように請求する権利として、権利の具体的な内容をいっそう明確化することが理論的課題であると主張する（以上、甲 33）。

エ 森英樹教授（名古屋大学）

同教授は、1789 年フランスの「人および市民の諸権利の宣言」は、「人の権利」として「自由」「所有」「圧政への抵抗」と並んで「安全」を挙げているように、近代憲法の出発点をみると、「安全」は「人の権利」とされていたとする。そして、「安全」、すなわち人々が「具体的な危険から免れて安全であること」は不可譲の「人の権利」であり、それを保証するのが統治ないし政府の基本的目的とされてきたとする。

本件原発事故に関しても、被曝被害の具体的危険が軽視・隠蔽されて関係住民の「安全」が脅かされてはいないかという観点からの点検の必要性、「安全・安心」についての憲法学からの検討の必要性を説く

(以上、甲 34)。

オ 山内敏弘教授（一橋大学名誉教授）

本件原発事故以前は、原子力の「平和的利用」とその安全性に対する漠然とした信頼感があり、原発が憲法上の人権と抵触するという認識が少なく、原発問題について憲法学からの検討がなされていないことを指摘する。しかし、本件原発事故により原発そのものの存廃自体の問題が浮かび上がってきたという。

そして、原発問題を考える際に最も重要な憲法上の視点は、憲法 13 条の生命権であるとする。その理由は、原発が放出する放射線物質は人間の生命の根幹となる DNA を回復不能なまでに破壊してしまい、生命権そのものの侵害（の危険性）につながるからである。仮に生命権の侵害に至らないまでも、原発事故は憲法 13 条で保障された幸福追求権や憲法 25 条で保障された生存権を侵害することは福島の人々の現状を見れば明らかであるとする。

その上で、生命権に対する侵害の具体的な可能性が相当あれば、生命権の保障のための救済措置を司法的に図ることは必要であるし、また可能であると論じる（以上、甲 35）。

カ 小括

数多くの憲法学者が、本件原発事故や被害の状況を目の当たりにし、原発に対して、憲法学や人権という観点からの議論が十分にできていなかつたことを反省する。その上で、原発について、上述のような考察を加えている。

中里見教授は、原発事故後の被害の特異性などを理由に、たとえ事故を起こしていない通常運転中の原発であっても、環境的生存権を侵害すると述べる。

清野教授は本件原発事故が環境権を侵害していることを当然の前提に、憲法 13 条を根拠とする環境的人格権により、環境侵害の危険に対する不安や恐れをも人権として保護し得ると主張し、辻村教授は、政府の原子力政策が生命を脅かす危険をはらむ場合には、生命権を具体化させた人権によりその原子力政策にも対抗し得る可能性を示している。

森教授は、安全・安心が人権として保障されることを強調し、山内教授も生命権を侵害する原発事故に対して、侵害の恐れがある段階での司法的救済措置の必要性を主張する。

上記の憲法学者に共通するのは、原発は、生命・身体を侵害しうる存在であり、生命権・生存権と直結する問題ととらえている点である。

生命権・生存権は人権の中でも最重要である。それゆえそれらの権利を侵害しうる原発事故（または原発の存在そのもの）に対する不安・恐れも保護すべきであり、そのような不安が存在する環境であることは環境権や生命権等の人権の問題が生じていると考えられているものといえる。

これは、まさに「原子力の恐怖から免れて生きる権利」、すなわちノーニューカス権の問題である。

本件原発事故を契機に、原発について憲法上再検討すべき時期に至ったことは間違いない。本件訴訟において、ノーニューカス権についての十分な議論がなされるべきである。

(2) 諸外国の動向

本件原発事故以前から、オーストリアの憲法には脱原発を明記していることは訴状第7章第3の1(2)【70頁】で述べたが、オーストリア以外にも、ミクロネシア連邦やパラオの憲法にも、原発を禁止する条項が定められている。

また、本件原発事故後のドイツ、スイス、イタリアの動きは、訴状第7章第3の3【78、79頁】に論じた通りであるが、ドイツでは現政府も脱原発を維持し、ベルギーでも本件原発事故後に原発閉鎖の動きが見られた。アジア各国では、原発の開発が進められている国が多いものの、各地で激しい反原発運動が行われている。台湾では、住民らの抗議活動の結果、原発の稼働や建設を阻止された。

ア ミクロネシア連邦、パラオ共和国

ミクロネシア連邦も、パラオも、マーシャル諸島で行われたアメリカの原水爆実験の被害の経験を経て、以下のように原発を禁止する憲法が制定されたといわれている。

(ア) ミクロネシア連邦

1979年、ミクロネシア連邦憲法が発効された。

その中の第3条「一般条項」のうち、第2節に「放射性物質、その他の有害な物質は、ミクロネシア連邦政府の明示的な承認がなければ、ミクロネシア連邦の管轄区域内において、これを実験、貯蔵、使用、または処理してはならない」と明記された（以上、甲36）。

(イ) パラオ共和国

1981年施行のパラオ憲法も、非核条項（nuclear-free provision）が存していることが特色である。

具体的には、以下のような条文が定められている。

第2条「主権および最高法規」

第 3 節 「政府の主要な権限は、…主権国家パラオ共和国と他の主権国家または国際機関の間に締結された条約、協約 (compact) またはその他の協定によって委任することができる。ただし、そのような条約または協約もしくは協定は、議会 (Olbiil Era Kelulau) 各院の議員の 3 分の 2 以上、およびそのような目的のために実施される全国民投票において投票者の過半数により承認されなければならない。ただし、戦争に使用することを目的として核兵器、有毒な化学兵器、ガス兵器または生物兵器の使用、実験、貯蔵または処理を認める協定は、国民投票において投票者の 4 分の 3 以上の承認を必要とする。」

第 13 条「一般条項」

第 6 節 「戦争に使用することを目的とした核兵器、化学兵器、ガス兵器または生物兵器、原子力発電所およびその施設から生じる廃棄物のような有害な物質は、この特別の問題について提示される国民投票において、投票者の 4 分の 3 [以上の] 明示的な承認がなければ、パラオの管轄領域において、使用、実験、貯蔵または処理してはならない。」

もっとも、第 13 条の第 14 節 A には、アメリカとの自由連合協定の承認の場合には、上記の国民投票には適用されないとされており、核・原発使用が可能になる余地を残しており、無条件禁止規定にはなっていない（以上、甲 37）。

イ ドイツ

2011 年 6 月 6 日、ドイツ政府が、2022 年までに全原発 17 基の廃止方針を閣議決定し、同年 6 月～7 月の間に改正原子力法（脱原子力法）が連邦議会及び参議院で可決し、同年 8 月 5 日施行された。

その後、2013 年 12 月に、大連立政権（CDU／CSU／SPD）も脱原発政権を堅持しており、脱原子力を維持している。

ウ ベルギー

ベルギーにはエネルギー資源がほとんどなく、1970 年代から積極的に原子力開発が進められた。2012 年 12 月末時点のベルギーの総発電電力量に占める原子力の割合は 51.3% であった。

他方、1986 年のチェルノブイリ原発事故以降、原子力に対する反対運動が激しくなり、1999 年、MOX 燃料加工施設の拡張や国外再処理委託契約をめぐる核燃料サイクル政策に関する議論が高まって、抜本的なエネルギー政策の見直しを望む世論が高まった。

政府は、1999 年、原子力開発政策を見直すことになったが、この動

きは同年 6 月の総選挙で自由党、社会党、緑の党（環境保護党）の 3 党連立政権が発足したことから一気に加速した。

その後、**2003 年 1 月、脱原子力法**が成立する。その内容として、電力供給に支障が生じる場合は原子力発電所を早期閉鎖はしないという条件付きで、①原子力発電所の運転期間を一律 40 年とし、40 年に達した発電所から順次閉鎖、②原子力発電所の新規建設禁止が盛り込まれている。

2012 年 7 月、本件原発事故や、ドイツやイタリア、スイスの原子力政策の転換を受け、ドール原発 1 号機、2 号機を 2015 年までに閉鎖する方針を示した。また、その他の原発も 2025 年までに段階的に閉鎖することを法律で定めた。

しかしながら、2014 年 12 月、ベルギー政府は、上記ドール原発 1 号機、2 号機の閉鎖時期を 10 年間延期して、2025 年とする方針を決めた。2014 年に原発 3 基が予定外に停止し、厳冬となれば電力供給の不足で停電に陥る恐れが発生したことから、同年 10 月発足の新連立政権が方針を変更した。2003 年脱原子力法の策定を主導した現在の野党である環境政党は、独断的で無責任な決定であると政府を批判している。

エ インド

訴状第 7 章第 3 の 1 (2)【71 頁】にも記載の通り、インドでは、1984 年のボパールにある化学工場での事故により、1 万 5000 人の住民が死亡し、50 万人もの負傷者が出了。しかし、化学工場を運営するアメリカのユニオンカーバイド社は、被害総額を相当前回る金額のみをインド政府に支払った。

この事件を契機に、インドでは原子力賠償法の制定に向かい、反原発運動が展開されるようになった。

その後、1993 年にナローラ原発事故、1994 年にカイガ原発事故と原発の事故が続いた。しかし、2006 年にインドはアメリカと「米印原子力協定」を締結したことを皮切りに、フランス、ロシアなどとも原子力協定を締結し、インドは諸外国より原子力技術を購入できることになり、原発の推進に動いた。

このような事態に危機感を抱いた人々が結集して、反核運動全国連合が創設され、インド国内各地で数千人規模の反原発集会が行われるようになった。

日本で起きた本件原発事故はインドにも衝撃を与え、特にクダンクラム原発について激しい抗議活動がなされた。クダンクラム原発は、2005 年、ロシアが着工してから反対運動がなされていたが、**2011 年 8**

月には 1 万人以上の住民が抗議のハンストを開始するほどに反対運動が広がった。また、数千の人々が、繰り返し原発に通じる道路を封鎖するなどして、工事は遅れに遅れた。しかし、2012 年 3 月中旬、州政府が原発稼働を許可したため、さらに過激化した。数千から 1 万人規模の抗議行動が 1 年間続けられてきたが、同年 9 月、原子炉に核燃料棒が装荷されると発表されると、3 万人もの住民が結集して、海岸沿いに立つクダンクラム原発を包囲して抗議の声を上げた。しかし、その住民らに対し、完全武装した警官隊が無差別の攻撃を始めた。攻撃の対象は女性も子どもも関係なく、警官隊は催涙ガスを発射し、警棒等で殴打した。道路を封鎖し、ライフラインを寸断し、住民の家を破壊した。死者も出た。

それでも数千人規模の人々が砂浜に集まり、海に入っての抗議行動がなされた。しかし、住民らの命を賭した抗議活動にもかかわらず、クダンクラム原発は稼働されてしまった。



(出典：<http://www.nonukesasiaforum.org/jp/118-7.jpg>)

オ トルコ

トルコは、本件原発事故以降、日本が初めて原子力協定を締結した国である。

そのトルコは、1955 年、アメリカとの間で 2 国間の原子力協定に署

名し、早い時期から原発導入へ関心を示している。他方、チェルノブイリ原発事故を背景として、強力な反対運動が行われている。

2010年5月、トルコとロシアの原子力協定が署名され、それまで建設が凍結されていたアックユ原発建設設計画が再び動き出した。原発の反対運動は行われていたが、本件原発事故により高揚した。

2012年、国内第三の都市であるイズミルのガジエミールで、廃工場の敷地内に放射性廃棄物が不法に埋め立てられていたことが判明し、大問題となり、原発反対派からの批判が強まった。

しかしそんな中、2013年5月、トルコは日本との原子力協定に署名した。これにより、黒海沿岸に建設が計画されているシノップ原発について、トルコ政府は日本企業に排他的交渉権を与えた。

その後もトルコ国内での反原発運動が続いていたが、2015年4月、トルコ政府は、シノップ原発についての日本との契約締結の承認をした。原子炉4基が2020年に完成予定である。

同月25日、シノップで集会とデモがあり、約4万人が参加した。参加者らは、「原発反対」、「日本は原発を輸出しないで」と訴えた。



(出典：<http://www.nonukesasiaforum.org/jp/134-1.jpg>)

カ 台湾

1980年ころより、台北近郊で、第四原子力発電所（新北市）が建設される計画が立てられた。しかし、政府は台湾電力の建設設計画を約10年間認めなかった。

1994年の第四原発現地の住民投票では投票率58%で、96%が建設に反対していたが、1996年、台湾電力はGEと建設の主契約を締結し、建設が着工された。第四原発は出力135万キロワットの改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)2基を備える。日立製作所や東芝の原子炉など日本製の設備が多く採用されている。

しかし、2000年10月、当時の民進党の陳水扁総統が第四原発の「建設中止命令」を出すように政府に指示したが、その後民進党と政府で大激論を行い、2001年2月に同総統は「建設中止命令を撤回」し、社会的混乱を招いた。

建設中止命令の撤回を受けて、2003年6月から2004年7月にかけ、日立や東芝は原子炉を搬入させた(日立:1号機、東芝:2号機)。

反原発活動が続く中、本件原発事故後、安全への懸念から建設反対の声が強まっていた。2014年3月から4月にはデモが相次ぎ、3月8日の「原発廃止デモ」には約13万人が参加したとされている。

そして、同年4月27日、「原発を終わらせよう、主権を市民に返せ」と叫ぶ5万人の市民が台北駅前の八車線道路を15時間占拠した。同日、ついに与党・国民党は、第四原子力発電所の建設を凍結する方針を発表した。ほぼ完工した第四原発の1号機は安全検査が終わっても稼働させず、9割方建設した2号機は工事を中断することとなった。

政府は、原発を継続するかどうか住民投票で決めることになり、その結果が出るまでは第四原発を稼働させないことを約束した。

キ その他アジア各国

上記に挙げたアジア各国以外でも、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、韓国等各地で原発の建設が進められている。それに相まって反原発運動も活発化している。

韓国では、2014年10月9日、三陟原発誘致賛否の住民投票が実施されたところ、有権者4万2488人のうち2万8867名が投票した(投票率67.9%)。原発に賛成したのはわずか14.4%(4164人)にとどまり、実に84.9%(2万4531人)が原発反対の意思を表明した。

ベトナムでは、2011年2月、日本原電とベトナム電力公社とが原発導入に関する協力協定を締結し、日本から原子炉が輸出されようとしている。ベトナムでは、集会、結社、表現、報道が厳しく制限されており、原発の反対運動を自由に行うことができないという社会状況があるが、ベトナム市民は命がけで抗議文書を日本政府宛に提出するなどの反原発運動を行っている。

6 大飯原発差止め判決とノー・ニュークス権

2014年5月21日に福井地裁判決が言い渡した、大飯原発3、4号機の運転差止めを命じる判決（以下「福井地裁判決」という）は、司法が原発に関してどのような判断を示すべきか、その模範を世界中に示した（実際、同判決は世界中で報道され、極めて高い評価を受けている）。そしてこの判決は、いったいノー・ニューカス権の侵害によってどのような悲劇的事態が引き起こされるか、本件原発事故によって誰の目にも明らかになった状況を受けて言い渡されたものである。福井地裁判決は、原発事故によって侵害される権利につき、「人格権」という従来の伝統的な表現を用いているが、福井地裁判決、さらには原発の危険性につき同判決と同様の判断を示した2014年11月の大津地裁決定（以下「大津地裁決定」）によって、実質的には既に「ノー・ニューカス権」が確立されたといつてもよい。

以下、具体的に述べる。

（1）原発によって侵害される人格権

判決要旨の最初のページでは、人格権が憲法上最も高い価値を有すること、とりわけその核心部分である生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分は最大限に保護されなければならないことが、次のように述べられている（太字引用者。以下同じ）。

「**ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。**このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であることができる。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。」

また最後のページでは、原発事故こそ本当の意味で国の富を失わせることや、ましてやCO₂削減を口実に原発を推進することが言語道断であることが、大変美しい日本語で書かれている。

「他方、被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが（第3の5）、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。我が国における原子力発電への依存率等に照らすと、本件原発の稼動停止によって電力供給が停止し、これに伴なって人の生命、身体が危険にさらされるという因果の流れはこれを考慮する必要のない状況であるといえる。被告の主張においても、本件原発の稼動停止による不都合は電力供給の安定性、コストの問題にとどまっている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼動が CO₂（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが（第3の6）、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」

このように、原発事故によって、極めて広範囲の人々の人格権が侵害され、また文字通りの意味での国富が喪失することが明らかにされた。原告らが述べる「ノー・ニュークス権の侵害」とは、このような事態が引き起こされること、またその具体的危険にさらされていることを指す。

（2）本件原発事故の深刻な被害

そして、上記判示、とりわけ人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあれば（＝ノー・ニューカス権が侵害されていれば）、原発の運転差止め認められると判示した根拠として、福島第一原発事故の深刻な被害がある。同判決は、私たちが直面している「原子力の恐怖」、私たちが免れなければならない「原子力の恐怖」を、極めて克明に示している。

「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難

区域も同様の規模に及んでいる。

年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによってあるべき避難区域の広さも変わってくることになるが、既に 20 年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めている。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を図ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となんら変わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないという事実は、放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問を投げかけるものである。上記 250 キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである。」（証拠番号引用省略）。

（3）本件原発事故の被害を踏まえた司法判断

そして、福井地裁判決は、同事故の深刻な被害に鑑み、原発の運転差し止めに関して、次のような規範を定立したのである。

「1、2 に掲示したところによれば、原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求を挙げることができる。これらの訴訟は名誉権ないしプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整という解決に困難を伴うものであるところ、これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持するという利益も生命と生活が維持されていることが前提となっているから、その意味では生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利といふことができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法 2 条）、原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような

危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかのような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそもそもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそもそもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」

同様に、本件原発事故の後において、このような重大な事故をもたらしたメーカーに法的責任があるのかないのか、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものである。

(4) 違憲立法審査権

一方、福井地裁判決は、そのような素晴らしい判決だからこそ、原子力ムラから猛烈なバッシングがなされており、新聞の識者コメント欄を見ると、これまで原子力発電を推進した科学者からは、『判決は科学を理解していない』というコメントがなされている。しかし、少なくともこれらの「科学者」よりは、福井地裁判決の方が、はるかに科学の本質を理解したものである。科学的知見とは、決して固定したものではない。例えば、今でこそ地動説が常識であるが、かつては天動説が常識であった。ましてや、原子力のような複雑な技術であれば、複数の科学的知見が存在するのがむしろ当然である。

モンテスキューは、今から 200 年以上も前に『法の精神』で、『立法、

行政、司法が一つの手に握られることはあれば、すべては失われてしまうだろう』と警告した。もし、行政がよって立つ見解のみが正しく、裁判所はそれに従わなければならぬのであれば、憲法が三権分立を定め、司法権に紛争解決機能を与えた趣旨が失われてしまう。現に福島第一原発事故では、原発訴訟において司法が行政追認の判断を続けた結果、(2)で述べたように、多くの人々が「すべては失われる」苦しみを味わうことになった。

この判決は、こうした科学の本質、そして司法権の本質を踏まえ、従来の原発訴訟においてしばしば見られたような、(行政庁が依拠する)一方の見解が正しくて他は採用するに足りないと断じる愚を犯さなかった。判決は、どの科学者も(関西電力自身も)認めるような事実を基礎にして、また「右災害(注:原発事故による悲惨な災害)が万が一にも起こらないようにする為(後略)」と述べた最高裁第1小法廷1992年10月29日判決(伊方最高裁判決)の趣旨を民事訴訟に妥当する限りで踏まえ、ある意味では常識的といえる判断を行ったものである。

さらに、当該訴訟は、大飯原発が規制基準に適合していない(または規制基準が不合理である)ことを理由に国の設置許可の無効や取り消しを主張する行政訴訟ではなく、原発の運転による人格権侵害を理由に運転差止めを求める民事訴訟であることから、新規制基準への適合性や基準の合理性そのものは、争点とならなかつたが、福井地裁判決は、①基準地震動を超える地震が原発に到来する恐れがある②外部電源や主給水ポンプといった冷却に不可欠な設備が基準地震動以下で破損する恐れがある③使用済み核燃料が堅固な設備で囲われていない等の理由により大飯原発の危険性を指摘する。しかし、新規制基準も、過去の地震の平均像を基準にして基準地震動を策定する従来の手法に対して、何ら改善を求めておらず、また新規制基準は外部電源等の重要な設備について、十分な耐震安全性を有することを求めていない。使用済核燃料を保護する容器についても同様である。

そうすると、国の規制基準では、到底安全性を確保することができないことになる。そこで福井地裁判決は

「(1)の理は(上記(3)で示した判断基準…引用者)、上記のように人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであつて、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。

(中略)したがつて、改正原子炉規制法に基づく新規制基準が原子力発電所の安全性に関わる問題のうちいくつかを電力会社の自主的判断に

委ねていたとしても、その事項についても裁判所の判断が及ぼされるべきであるし、新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、(1) の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきこととなる。」

と述べ、行政庁が定めた基準に依拠することなく、むしろ規制基準を批判的に検討して、原発の安全性を判断したのである。

行政府も時に誤ることから、その過ちによって「すべてが失われる」ことのないよう、司法府がその誤りをチェックする。こうした福井地裁判決の姿勢は、立法府も時に誤ることから、その過ちによって「すべてが失われる」ことのないよう、過った立法である原賠法の違憲性などをチェックするよう求めている本訴訟にとっても、重要な参考になるものである。

そして繰り返しになるが、このような判断がなされた背景に、本件原発事故の深刻な被害があったことは疑うべくもない。判決はこう述べている。

「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」

(5) 小括

今日において、原発事故による深刻な人権侵害が、万が一にも引き起こされなければならないことは、もはや誰もが同意するところとなった。原発事故による人格権侵害が生じる具体的危険があれば原発の差止めが認められるということは、その危険に対する恐怖心が保護法益として認められるということである。すなわちノー・ニュークス権の侵害が許されなければならないことは、福井地裁判決、さらにはその後の大津地裁決定などによっても確認された、もはや確立された判例法理である。

7 ノー・ニューカス権とその侵害

憲法学の有力な学説では、人権が「人間に固有する権利」であることから、憲法の条文に列挙されていなくても、社会の進展に応じて、ある利益を人権として保障していかなければならぬ状態になったときは、「新しい人権」として憲法上の保障を受けることがあるとされる（芦部信喜『憲法判例を読む』【65 頁】）。

これまで述べてきた通り、原子力爆弾が開発されてから本件原発事故にいたる無数ともいえる事故の発生と被害の実態により、原子力を人がコントロールすることは不可能であり、かつ原子力による被害は他に比べるものがないほど甚大かつ深刻であることが明らかとなった。これらのことか

ら、我々は原子力に対して、生命、身体を含む一切の人格的利益を奪われるという、他に比するものがあるとすれば戦争ぐらいしかあり得ないほどの恐怖心を抱くにいたつたのである。また、かかる事態を受けて、多くの学者は原発を人権問題として検討すること始め、司法は原子力被害の具体的な危険に対する恐怖心を保護法益として認めた。

これらのことから、原子力の恐怖から免れて生きる利益は、今まさに新しい人権として憲法上の保障を受けるべき状態になったといえる。

さらに、ノー・ニューカス権が人権として保証されるべき理由と、その具体的内容について以下に述べる。

(1) 平和的生存権

被告らは、原告が主張する新しい人権「原子力の恐怖から免れて生きる権利」に対し、そんなものは単なる漠然とした不安感に過ぎず、法的保護に値しないと反論する。

しかしながら、原告がいう「原子力の恐怖」とは、通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合であり、決して漠然とした不安感を指すものではない。このような恐れが存在することが合理的に認められるのであれば、法的に保護されるべきは当然である。なぜなら、これまで述べてきた通り、原子力ないし原発は人間によって完全にコントロールすることはできないのであり、かつ原子力による被害は他の何にも比較できないほど深刻な人権侵害をもたらすものだからである。

このような恐怖にさらされながら生きることを甘受しなければならない理由はどこにもないのであり、このことは、憲法前文において「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生きる権利を有する」と平和的生存権が認められていることからも明らかであろう。平和的生存権は、自衛隊イラク派遣の差止め、違憲確認および損害賠償請求訴訟においても、その具体的権利性が認められている（名古屋高判 2008（平成20）年4月17日判時2056号74頁）。

(2) 反核的正義 (No Nuke Justice)

ア 気候的正義 (Climate Justice)

気候変動問題においては、近年、気候的正義 (Climate Justice) という言葉が、特に国際会議等において頻繁に使われるようになっていく。気候的に平衡状態にある地球の大気を公共の財産と見て、その公平な利用を訴える概念である。すなわち、気候変動による被害は地球上の人類に平等に生じるものではない。ある人々は CO₂ を大量に排出する快適な暮らしを営んでいる。他方で、高潮や干ばつ、異常気象に

より大きな被害を受けている人々がいる。このように、CO₂排出による利益と被害は、多くの場合、世界の貧富の差に帰属することができる。富める人々が利益を享受し、その被害を貧しい人々が強いられるという状態を不正義と考え、被害者は加害者に対して、すなわちCO₂を無責任に放出して利益を得ている者に対して、温暖化対策を求める権利を有する。先進国は途上国に対して、現在の人々は未来の人たちに対して、気候変動の責任をとるべきというのが正義の課題とされている。

イ 不平等を生み出す構造

原子力問題においても、まったく同様のことがいえる。すなわち、原子力は、NPT体制における核保有国とその他の国々との関係のみならず、以下の通り様々な不平等を生み出している。

原発の建設ないし稼働による巨大な利益を電力会社や原発メーカー、それらと密接な関係を有する政治家や官僚といったいわゆる「原子力ムラ」の住人たちが独占的に享受する一方、被曝のリスクは、平時より周辺住民や原発労働者たちが引き受けことになる。さらに言えば、このような原発被曝労働者問題は、電力会社の正規従業員ではなく、農漁村地域の出稼ぎ労働者や都市スラムの失業者を下請けとして雇用する構造の中から生み出されているのである。**富とリスクの偏在**である。

また、原発立地の促進のため、電源三法（発電用施設周辺地域整備法・電源開発促進税法・電源開発対策特別会計法）を中心とする地域振興を名目とした金銭的誘因で都市部から離れた海浜地への立地が進められた。その結果としての電気を大量消費する東京等の都市と原発立地地域である福島等の地方の不平等。処分方法さえ見つけられない核廃棄物を大量に生み出してきた現代世代と、それを押し付けられる将来世代の不平等。

このように、原子力はその性質上、様々な不平等を不可避的に生み出すことになる。原発は、このような不平等の上にしか存在し得ないのである。

ウ 正義の課題

原子力政策による不平等は極めて深刻な性質を有するものであり、正義の観点からはこれを看過することは許されない。我々は、このような原子力による不平等を是正するための概念を反核的正義（No Nuke Justice）と呼ぶことができるだろう。

そして、原子力による不利益を一方的に押し付けられる人々には、

そこから救済されるべき権利が認められなければならない。この権利こそがノー・ニューカス権であり、その行使による不平等の是正が反核的正義の課題である。

(3) 環境法原則の適用

ア 除外規定の削除

かつて環境基本法には、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」とする放射性物質の適用除外規定があった（13条）。しかし、本件原発事故を受けて、第180回国会において成立した「原子力規制委員会設置法」の附則により、同規定は削除された。これによって、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を行うことが明確に位置づけられたのである。

イ 地球環境問題としての原子力問題

いわゆる四大公害事件を見ても分かる通り、従来型の公害は、都市部から離れた地方の農漁村地域への産業施設の立地、操業を通してたらされることが多かった。相対的に裕福な都市部住民と貧困な地方住民、裕福な都市居住地域住民と工場地域住民というように、経済的強者と弱者という一種の階級的対立軸によって公害の潜在的被害者を把握することができたのである。

他方、現代の環境リスクは、貧富の差にかかわらず地球上の人々に平等にもたらされるようになった。例えば、地球温暖化による様々な影響は、地球上の人間に広範かつ平等に環境リスクが及ぶ現代型の環境問題として把握することができる。そこに従来の経済的な階級的対立軸を見出すことはできない。

これらに対し、原子力による問題は、地球環境的広がりをみせる半面、前述のように、依然として従来型の階級的対立を軸とした説明が可能である。つまり、原子力問題は、現代的な問題であるとともに、従来型の公害と同質の問題を有するものととらえることができるのである。

さらに、地球環境問題の本質を将来世代との環境共有理論としてとらえる立場に立てば、原子力問題は地球環境問題であるとともに、嫌忌施設としての廃棄物処分場の問題とも同様の性質を有することが分かる。特に、使用済み核燃料等の問題は、産業廃棄物を中心とした廃棄物処分場の建設問題と極めて類似しており、周辺住民への直接の影響とともに、現世代だけでは処理しきれない負の遺産を後世代に残すという意味で共通性を有する。

このように原子力問題は、従来型の公害と同様の側面を持つ、現代的な地球環境問題ととらえるべきであり、これらのことからも環境法の原則を適用することが不可欠の問題である。

ウ 環境法の原則

(ア) 未然防止原則・予防原則

環境基本法の4条には、「環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること、その他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。」と規定されている。これは環境法の理念としての未然防止原則・予防原則を定めたものとされている。前者と後者の違いは、後者が科学的確実性を前提としているところにある。環境省総合環境政策局総務課編『環境基本法の解説（改訂版）』（ぎょうせい）にも「環境の保全上の支障の未然防止に科学的知見の充実が求められるのは、施策の的確、効果的かつ円滑な策定・実施のためである。なお、これは、規制等の施策の策定に際して従来以上に科学的な根拠を要求する等の制約を付するものではなく、深刻な、あるいは、不可逆的な環境の保全上の支障が生ずるおそれがある場合には、科学的確実性が不完全であることが、環境の保全上の支障の防止のための措置を延期するための理由とされるべきでないことはいうまでもない。」と書かれている通り、わが国の環境基本法は、未然防止原則にとどまらず、予防原則を採用している。

国際的には、未然防止原則が1972年のストックホルム人間環境会議で採択された人間環境宣言第21原則に示され、予防原則は、1987年の「北海の保護に関する第2回国際会議」で採択されたロンドン宣言で本格的に取り上げられた。さらにその後、1992年のリオ宣言第15原則では「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、十分な科学的確実性がないことをもって、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として用いてはならない」と宣言されたのである。

予防原則を原子力問題に適用すれば、その損害については、深刻かつ不可逆的な被害が発生し得ることは本件原発事故をみるまでも

なく明らかである。したがって、仮に原発事故の発生が科学的に確実とまではいえないとしても、被害の発生を予防するための対策が直ちにとられなければならない。そのためにも、原子力損害の恐れ自体が保護法益とされるべきであり、ノー・ニューカス権が保障されることは必要不可欠である。

(イ) 原因者負担原則

1972年に採択されたOECDによる「環境政策の国際経済面に関するガイディング・プリンシップの理事会勧告」では、受容可能な状態に環境を保持するための汚染防止費用は汚染者が負うべきであるとする汚染者負担原則（Polluter-Pays-Principle : PPP）が示された。ここには、汚染防止費用に対する原則に過ぎず、原状回復のような環境復元費用や損害賠償のような被害救済費用を含まない点、およびこの原則が最適汚染水準（汚染による損害と汚染防止費用との合計が最小になる汚染水準）までしか汚染を防除しない点という2つの制約があった。

これに対し、わが国では、公害問題とそれへの対策の経験から、特徴的な原則が生まれた。つまり、OECD勧告は、今後に加えられるフロー型環境負荷に対する汚染防除費用についてのものであったが、中央公害対策審議会費用負担部会答申『公害に関する費用負担の今後のあり方について』（1976年3月）は、①既に発生したストック型環境負荷に起因する環境復元費用や被害救済費用についても適用され、②環境汚染という外部不経済に伴う社会的費用の効率性の観点というよりも、むしろ公害対策の正義と公平の観点から汚染者が負担すべきという認識を示した。

OECD勧告が経済学的観点から費用負担のあり方を論じたのに対して、日本では、その意図を超え、法学的観点からもこれを受け止め、過去形的行為に起因する損害賠償についての私法的関係にも拡大されている。このように、民事的被害対応責任をも含めた概念としては、原因者負担原則と呼ばれる。過去の汚染に対する損害の回復なり補償が将来の予防のインセンティブになるとすると考えは、今日EUでも取り入れられ、わが国の原則は世界の動向に先駆けたものであったとみることも可能であろう。

原子力損害を発生させた原因者に責任追及することは、原因者負担原則により認められるべきである。

(4) ノー・ニューカス権の内容

ノー・ニューカス権とは、原子力の恐怖から免れて生きる権利のこと

であり、通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合、この権利に基づいて、妨害の排除、または予防を請求し得るものである。放射能による権利の侵害は、他に比肩するものないほどに甚大かつ深刻なものであり、その恐怖にさらされながら生きることは、それ自体、重大な権利侵害となる。したがって、その様な恐怖から免れて生きる権利は、個人の人格的生存に不可欠な利益であり、私権の 1 つである。よって、個人に対する被害の蓋然性が生ずる前の段階で加害行為の差止めが認められることになり、その意味で物権ないし人格権とも異なる性質を有するものといえる。

具体的には、原発事故によって被害を受ける可能性のある人々は、その原発の安全性が完全に保障されない限り、ノー・ニュークス権に基づいて、建設ないし運転の差止めを求めることができる。また、その安全性にかかる一切の情報を求めることもできる。

(5) 原発事故発生後のノー・ニューカス権

不幸にも原発事故が発生してしまった場合、ノー・ニューカス権は以下のように進化する。

ア 完全な被害賠償を受ける権利

被害賠償の基本は、原状回復である。すなわち、事故の前の状態、生活を取り戻すことである。しかし、それがかなえられないという場合には、金銭による賠償ということになる。このとき、金銭的に完全な賠償がなされるべきは当然であるが、同時に、被害者は自らに被害を生ぜしめた責任主体に対し、その賠償を求めることが可能である。このことは前述の原因者負担原則のみならず、不法行為に対する被害者の救済のための賠償責任の機能からも導くことが可能である。

すなわち、かかる機能は、損害補填機能のみならず制裁的機能の 2 つに集約することができる。英米法での懲罰的損害賠償 (punitive damages)、2 倍額、3 倍額賠償 (double damages treble damages)、名目的損害賠償 (nominal damages) などは制裁制度と考えられるし、日本の現行法においても、慰謝料（精神的損害）の支払い（民法 710 条）は、損害の填補という観念とはほど遠く、端的に、経済的制裁という性格のものといえる。また、債務不履行における違約金（同 420 条 3 項）も、違約罰の性格が濃いものである。これらは、損害惹起の抑止機能という整理も可能であると同時に、不法行為法における制裁的機能は決して小さいものではなく、不法行為法の第 2 の目的といえる（近江幸治『民法講義VI』2004 年版【89～91 頁】）。

よって、原発事故の被害者は、ノー・ニュース権に基づき、事故の原因者に対し、完全な被害賠償を求めることができる。

イ 損害を最小限にとどめるよう求める権利

原発事故は、放射能の拡散を止めることが困難であり、また放射能による土壌汚染、風評被害、晚発性健康被害等をもたらすという特徴がある。被害者は、これらによる損害を最小限にとどめるよう求める権利を有することは当然である。

(ア) 当該事故を迅速に収束させるよう求める権利

事故を収束させない限り、上記のような原発事故の特徴的な被害は際限なく拡大し続けることになる。したがって、原発事故による損害を最小限にとどめるためは、一刻も早く事故を収束させることが重要である。よって、我々はノー・ニュース権に基づき、当該事故を迅速に収束させるよう求めることができる。

(イ) 避難の権利

原発事故が発生すれば、国はある基準に基づき、避難命令を出す。しかし、その基準は必ずしも確実なものとはいはず、避難指示区域外に居住していても、放射能による健康被害等が発生する可能性があると判断し、自主的に避難を決断する人々は少なくない。その判断が合理的なものと認められる場合には、避難指示区域からの避難者同様の保護が受けられる権利、すなわち「**避難の権利**」が認められるべきである。

本件原発事故による福島県の避難者については、大きく①避難指示区域避難（警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点・緊急時避難準備区域）、②区域外避難が存在し、前者は約10万人、後者は約5万人とされている。2012年4月以降は、年間50mSv以上を帰還困難区域、20～50mSvを居住制限区域、20mSv以下を避難指示解除準備区域とし、同心円状の警戒・計画的避難区域に関しても、年間20mSv以下であれば、居住可能とする区域再編を行った。この政策は、チェルノブイリの原発事故の際、年間5mSvで避難の権利を認めた旧ソ連のそれとは異なり、市民団体の大きな反発を招いた。

一方、避難指示区域外からのいわゆる自主避難者は、2012年3月時点で、福島県外約2万7000人、県内約2万4000人に上り、避難による家族・コミュニティの分断、二重生活による経済的逼迫など、多くの問題を抱えている。同年10月以降、福島の市民団体は、避難区域外の高濃度汚染地区を「特定避難勧奨地点」に設定することを求め、また、東電に対する損害賠償策定基準を策定する原子力損害

賠償紛争審査会の中間指針に関して、自主避難者も対象とするよう政府に要請してきた。

受入れ自治体の拡充、雇用確保、医療・教育の無償化といった非金錢的賠償を含む避難の権利を、高濃度汚染地域に居住せざるを得ない住民に保障するよう求める人たちの声により、同年6月には、その理念の一部を反映すべく「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）が2012年6月21日に国会で成立した。これは、避難する人も、とどまる人も、どちらの選択をした場合も、国が支援することを定めた法律である。一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者が自らの意志によって行うことができるよう、国が責任をもって支援しなければならないと定めており、一定程度において避難の権利を認めたものといえる。

避難の権利について、社会思想史の隅田聰一郎氏は、次のように述べる（甲38）。

「放射線リスクだけをとりわけ問題視して、『避難の選択』を個人の自己責任に転嫁しようとするのではなく、『避難権』を『福祉国家』で確立されてきた『社会権』としてとらえる必要がある。……

『避難権』のうち最も重要な権利が、健康被害に対する補償である。歴史的には、水俣病などの公害問題でも、政府は企業を擁護して公害認定を怠り、また行政と学会による恣意的な疫学調査がさらなる被害を拡大させた。……低線量内部被曝と健康影響との因果関係において、『因果関係の解明・疫学的な実証が先決だ』という言説は、行政・企業が被害の訴えを却下する理由とされ、さらなる被害の拡大をもたらすことは大いにあり得る。こうした、将来の健康障害のための補償を『最小化する』動きに対抗して、そこから独立した集団が調査や監視を行うためのシステムを構築すること、また、疫学調査では必ずしも把握できない健康影響の個別的事例を蓄積することなどが求められている。」

このように既に議論が深められ、法律においても認められた避難の権利は、事故発生後のノーザ・ニューカス権の一内容をなすものといえる。

ウ 再び同様の権利侵害が発生しないよう求める権利

原発事故によって、原子力の恐怖が現実化してしまった以上、再び

同様の事故による権利侵害が決して発生しないよう、さらに強く求める権利へと進化することは当然である。

(ア) 原因者および事故原因の究明

事故が再び発生しないような対策を講じるためには、事故が発生した原因を徹底的に究明することが必要不可欠であり、その責任を誰が負うべきかについても明らかにしなければならない。そうでなければ、再び同じような事故が起こる恐れを払拭することは不可能だからである。

我々は、ノー・ニュークス権に基づき、原発事故の原因者および原因の究明を求めることができる。

(イ) 新たな規制等による安全の保障

(ア) を前提として、再び原発事故が起こることのないような対策を実現するために、新たな規制等を策定し、完全な安全を保障するよう求めることができる。もちろん、その規制等は、国民の大多数からみて、十分な安全性を担保するものでなければならない。

(6) ノー・ニューカス権の侵害

本件原発事故以降、前述のとおり、「環境的生存権」等名称は様々ながら、ノー・ニューカス権と同質の人権に関する議論が、多くの学者によって深められている。本訴訟においても、刻々と深まる議論の進展に伴い、新たな主張を追加し、立証計画を提示する予定である。

しかしながら、前述のとおり、原発事故発生後のノー・ニューカス権は、事故の原因者に損害の賠償を求める権利を包含することは議論の進展を待つまでもない。よって、本件免責条項を含む責任集中制度は、ノー・ニューカス権を侵害しており、違憲無効である。

第3 財産権

原賠法4条1項における免責規定が、原告らの財産権侵害に該当することは、第1準備書面にて詳述したとおりである。

被告らは答弁書において、いずれも原賠法によって原告らは原子力損害の賠償を東電から受けることができるのであるから、原告らに対する財産権侵害は存在しないと主張している。しかし、本来の私法上の基本原則からすると、過失ある者は、その過失によって生じた損害の賠償を行わなければならないのであり、このような基本原則としての過失責任主義によって損害賠償請求権を有する者の請求権を奪われる場合には、財産権の制約に該当するというべきである。

したがって、原告らに対する財産権侵害が存在しないとする被告らの主

張は認められない。

また、かかる損害賠償請求権の制約については、立法裁量が認められるとの主張も被告 GE 答弁書 10 頁においてなされているが、判例上、財産権の制約について、無限定の立法裁量が認められているわけではない。財産権の制約に対しては、立法目的の正当性と、目的と手段との間の必要性・合理性が求められている。

過失責任主義に基づく損害賠償制度の意義としては、被害救済を実現するという意義とともに、不法行為の抑止や不法行為者への懲罰という意義も有している。このような損害賠償制度の意義に照らしても、過失責任主義を修正することは、モラルハザードにつながるのであり、違憲審査にあたっても、安易に立法裁量の問題とすることなく、厳しい審査を行うべきである。

被告 GE は、船舶所有者の損害賠償責任の制限を定めた法律（以下「船舶所有者等責任者制限法」という）が財産権を侵害するものではないとする判例（最大決昭和 55 年 11 月 5 日）を引用し、かかる判例に照らしても、責任集中制度が違憲とされる余地はないとして述べる（被告 GE 答弁書 第 5 の 2【10 頁】）。しかし、原告第 1 準備書面でも述べたとおり、上記判例をもって、財産権を制約および損害賠償制度の内容について無制限の立法裁量を認めているものとはいえない。このことは、船舶所有者等責任制限法事件判決後に出了された森林法違憲判決（最大判昭和 62 年 4 月 22 日）が、財産権を制約する森林法の内容について違憲審査を行い、違憲判断に至っていること、郵便法事件判決（最大判平成 14 年 9 月 11 日）においても、損害賠償責任の制限について、違憲審査を行い、違憲判断を行っていることからも明らかである。

そもそも、船舶所有者等責任者制限法自体、商法 690 条が船舶所有者自身に故意はおろか過失がなかったとしても、船長その他の船員に故意過失があれば船舶所有者の責任を認めているのを修正しているにすぎない。したがって、船舶所有者等責任制限法はあくまでも、過失責任の原則の枠内にある。同法 3 条 3 項は、船舶所有者に故意がある場合のみならず、重大な過失がある場合も、制限責任の対象外としている。船舶所有者責任者等制限法事件判決が同法を合憲としたのも、同法が原賠法と異なり、過失責任主義までは捻じ曲げなかったからであり、現に同判決は、「また、本件衝突事故が株式会社丁造丸の故意又は過失によって生じたものとは認められない」ことを重要な理由に挙げて請求を棄却している。したがって、同判決の判旨に立ったとしても、原賠法のように、製造者に過失があつても責任を免れるのであれば、もはや合理性が認められる余地はない。より重大

な点として、船舶所有者責任者等制限法は、3条4項において、制限責任の対象は物損に限ることを明言している。これに対し、本件原発事故においては、決して物損だけが生じたのではない。人の身体、さらには生命すら失われたのである。このように重大な法益すら責任追及を許さない原賠法は、およそ船舶責任者制限責任法事件判決（物損請求を制限するにすぎない）によって合理化される余地などない。

このように、財産権の制約についての判例上の違憲審査基準（立法目的の正当性および目的と手段との間の必要性・合理性）にしたがえば、原告第1準備書面にて述べたとおり、原賠法は、立法目的として正当性を有さず、目的と手段との間の必要性・合理性も認められず、憲法上許される立法裁量の限度を超えている。

したがって、原賠法は財産権を侵害するものとして違憲無効である。

第4 平等権

1 原告の主張

原告は、平等権に関し、訴状において、要旨、次の①②を述べた。

すなわち、原発事故が製造物の欠陥に起因するものである場合に、責任集中制度により、①事故被害者は、製造業者たる被告ら原発メーカーに対して、製造物責任を問えないこと（責任追及を妨げられていること）が平等権侵害であること、②原発メーカーの責任と電力会社の責任との間に差異があることが平等権侵害であること、を述べた（訴状【85頁】）。

以下では、原告の上記①②の主張に対する被告らの反論について述べる。

2 原告の主張①について

(1) 被告らの反論

被告らは、上記①に対して、要旨、次のように述べて反論している。

以下、被告らの反論部分記載の波線は引用者による。

（被告 GE）

原子力事故の被害者は、原賠法に基づき、等しく、原子力事業者に対して損害賠償請求できるのであるから、そこに「差別」はない。原子力事業者のみが責任を負うとする制度には十分に合理的な理由があるし、これにより被害者の保護が図られるのであるから（上述のとおり、責任集中制度がなければ、むしろ被害の回復は困難となる）、被害者との関係において、「平等権」が侵害されるとされる余地はない（被告 GE 答弁書第5の3【11頁】）。

（被告東芝）

原賠法の立法目的並びに責任集中制度を設けた趣旨及びそれを補完

する原子力事業者に対する無過失責任かつ無限責任、政府援助等の仕組みに照らせば、原発事故の被害者は、原子力事業者に対し損害賠償請求をすることのみによって、その被った損害の補填を受けることができる。したがって、同法が原発事故の被害者を差別的に不利に取り扱っているとはいはず、むしろ有利に扱うものであるから、この点において、原発事故の被害者が平等権を侵害されたという事情にはない（被告東芝答弁書第2の2(2)イ(エ)【14頁】）。

（被告日立）

本件免責条項を含む責任集中制度により、原発事故の被害者は完全な賠償を受けることが法令上担保されているのであるから（前記第3の1(2)(4~6頁)）、本件免責条項を含む責任集中制度は、むしろ原発事故の被害者をその他の事故の被害者に比して有利に取り扱うものである。そのため、責任集中制度の一部を構成する本件免責条項により原告らの平等権が侵害されたとは到底いえない（被告日立答弁書第3の3(3)【12~13頁】）。

（2）被告らの反論に対して

ア 原告の主張①について

被告らの反論は、原告の主張①を正確に捉えて行ったものではない。

被告らの反論は、事故被害者は、原賠法によって、賠償が得られるから、平等権侵害にならないというものであるが、原告の主張は、原賠法の責任集中制度により、①原発事故が製造物の欠陥に起因するものである場合に、事故被害者が製造業者たる被告ら原発メーカーに対して、「製造物責任を問えない」こと（「責任追及を妨げられている」こと）が平等権侵害である、と述べるものであって、単に、損害賠償請求できないから平等権侵害であると、述べるものではない。

イ 製造物責任の根拠・機能、不法行為責任制度の意義

製造物責任の根拠には、次の3つがある。1つ目は、**危険責任**である。

これは、製造者は消費者に比較して、安全性に欠ける製品の危険に関する情報を収集・入手しやすく（情報収集能力の格差）、危険をコントロールすることができる立場にあり（危険回避能力の格差）、製品の危険が現実化して事故が発生した場合には、過失の有無を問わずに損害賠償責任を負うのが適切であるという考え方である。2つ目は、**報償責任**である。これは、製品の大量生産・大量販売によって大きな利益を得ている者は、製品の欠陥により責任を負うリスクを予見し、保険等の手段を通じて分散ないし回避し得る立場にあり、利益追求行為に起因して消費者に被害を与えた場合には、過失の有無を問わず責任を負

うのが適切だという考え方である。3つ目は、**信頼責任**である。これは、製造者は製品の品質や安全性に対する消費者の信頼に反して欠陥がある製品を流通させ、安全性を欠いた製品によって消費者に被害を与えた場合には、過失の有無を問わず責任を課すのが適切であるという考え方である（土庫澄子『逐条講義 製造物責任法 基本的考え方と裁判例』【6頁～9頁】）。このように、製造物責任が追及される場面では、同責任が、危険責任、報償責任、信頼責任という3つの根拠を基礎とするものであることに照らして不法行為責任が問われることになる。

また、製造物責任法は、裁判によって法的責任の有無を定める裁判規範、消費生活相談や裁判外での迅速で適切な紛争解決機能たる社会規範という機能のほかに、製造者が製品を市場に出す際に、消費者の安全確保措置を予めとることを求めるという行為規範としての機能がある（土庫澄子『逐条講義 製造物責任法 基本的考え方と裁判例』【9頁～13頁】）。

さらに、不法行為に基づく損害賠償制度には、事後的に被害者を救済するだけでなく、同時に、**将来の不法行為を抑止する効果**があるといわれる（内田貴『民法II第2版』【307頁】参照）ところ、かかる意義は、民法の不法行為制度の特則たる製造物責任にも妥当する。

ウ 本件免責条項

しかしながら、原発事故の場合、製造物の欠陥に起因する事故が生じたとしても、原賠法の責任集中制度によって、原子力事業者が責任を負うのみで、製造物たる原子炉に熟知している原発メーカーは、一切の責任を問われない、という仕組みになっている。

(3) 小括

原告が平等権侵害で主張しているところの要は、原発事故だけが、製造物の欠陥に起因する場合に、原賠法の責任集中制度によって、製造物たる原子炉について熟知し、コントロールできる立場にありながら、また、原子炉の製造等に伴い莫大な利益を得ている原発メーカーが、本来、上記3つの根拠に照らして負うべき製造物責任（原発事故作出に関わる責任発生原因）について、原告が責任追及できることになり、製造物の欠陥等の「事故原因」が解明されないままになること、事故原因者たる原発メーカーに責任追及できない結果、原発メーカーに**将来の事故防止**に向けたインセンティブが働かないこと、である。

また、将来、原発事故が起きたときに、その事故が製造物の欠陥に起因する場合でも、原賠法の責任集中制度によって、原発メーカーは、事故に対する責任が問われないため、原発にかかる製造物を市場に出す際

に、将来の事故防止に向けたインセンティブが働かないこと、である。

しかるに、被告らの反論は、原発事故被害者は、原賠法の責任集中制度によって原子力事業者から賠償が得られるから、平等権侵害にならないと述べるのみであり、原告の主張①を正確にとらえて行ったものではなく失当である。

なお、被告 GE は、「事故の被害者の救済方法として、法律が異なる方法を定めたからといって、そのことが「差別」にあたるわけがない（例えば、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律や船舶油濁損害賠償保障法は、船舶所有者の責任を制限しているし、自動車事故については、自動車損害賠償保障法など、独自の保障制度が設けられている。）」（被告 GE 答弁書【11 頁】）と述べるが、列挙する法律は、船舶の所有者（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 2 条 1 項 2 号）や運行供用者（自動車損害賠償保障法 3 条）等、物の製造や加工等（製造物責任法 2 条 3 項 1 号参照）をしていない者の責任について定めたものであり、被告 GE の反論はこの点でも原告の主張①を正確にとらえて行ったものではなく失当である。

3 原告の主張②について

(1) 被告らの反論

被告らは、上記②に対して、要旨、次のように述べて反論している。

(被告東芝)

原発メーカーと原子力事業者間の取扱いを主張しており、原告らの平等権の問題ではなく、主張自体失当である（被告東芝答弁書第 2 の 2

(2) イ (エ) 【14 頁】)。

(被告日立)

「原発メーカーの責任と原子力事業者である電力会社の責任とを比較」して平等権侵害を主張するが（訴状 85 頁）、原告らの平等権の問題ですらなく、およそ失当である（被告日立答弁書第 3 の 3 (3) 【12~13 頁】)。

(2) 被告らの反論に対して

原賠法の責任集中制度による被告ら原発メーカーの責任と原子力事業者である電力会社の責任との不合理な取扱いのために、原告に対して上記①のような侵害が生じているのであり、本件で、原告が違憲主張できるのは当然である。

4 その他の被告らの反論に対して（不合理な区別であること）

(1) 被告らの反論

(被告 GE)

原子力事業者のみが責任を負うとする制度には十分に合理的な理由がある、と述べる（被告 GE 答弁書第 5 の 3 【11 頁】）。

（被告日立）

仮に、原子力事業者以外の第三者に対する損害賠償請求の否定をもって、不利益な区別であるといい得るとしても、それは原子力損害に対する完全賠償を実現するための合理的な区別であるから、本件免責条項が平等権を侵害するような不合理な差別に該当しないことは明らかである、と述べる（被告日立答弁書第 3 の 3 (3) 【12~13 頁】）。

（2）被告らの反論に対して

しかしながら、原賠法が規定する責任集中制度の目的・手段が不合理であることは、本書面「第 1 原賠法の目的・手段」で述べたとおりであり、よって、原子力事業者以外の第三者に対する損害賠償請求を否定することは不合理な区別であることは明らかであるから、被告らのかかる反論には理由がない。

第 5 裁判を受ける権利

1 被告らの反論

被告らは、要旨、次のような反論を述べている。

本件訴訟を提起することにより、被告らに対する損害賠償請求について、訴訟手続による裁判を受ける機会を保障されているから裁判を受ける権利の侵害はない（被告 GE 答弁書第 5 の 4 【12 頁】、被告東芝答弁書第 2 の 2

(2) イ (オ) 【15 頁】）、また、原子炉等の欠陥等について審理等されないのは、あくまで、裁判における実体法の適用の結果として原告らの請求が理由のないものと判断されるにすぎないから裁判を受ける権利の問題ではない等と述べる（被告 GE 答弁書第 5 の 4 【12 頁】、被告東芝答弁書第 2 の 2 (2) イ (オ) 【15 頁】、被告日立答弁書第 3 の 3 (4) 【13 頁】）。さらに、原子力事業者に対する損害賠償請求については、原賠法により原子力事業者に対して無過失責任を追及し得（被告 GE 答弁書第 5 の 4 【12 頁】、被告日立答弁書第 3 の 3 (4) 【13 頁】）、また、原子力損害賠償紛争解決センターを利用する方法もあるから（被告日立答弁書第 3 の 3 (4) 【13 頁】）、実質的にも、あるいは、権利侵害がないから裁判を受ける権利が侵害されていないと述べる。

2 被告らの反論に対して

憲法 32 条の裁判を受ける権利は、単に、訴訟を提起できる権利を保障したものではない。同条は、国民の実体的な権利が侵害された場合に、それに対する裁判所の判断を求める権利を保障するものである（松井茂記『裁

判を受ける権利】【154 頁】参照)。

また、実体法が、責任主体等を制限することにより、権利義務の存否に関する紛争に関し、裁判による紛争解決の機会を奪うものであれば、かかる実体法が裁判を受ける権利を侵害していることは明らかである。

訴状で述べたとおり、憲法 32 条に関し、本件に敷衍すると、同条は、原発事故による被害者に対して、原子炉等の欠陥ないしそれについての過失の有無を争い、それによって原発メーカーの違法性を追及することを保障するものである。

したがって、原賠法の責任集中制度は、原発メーカーの過失、違法性の審理を閉ざすものであり、同制度は、憲法 32 条に反し、無効である。

第2章 代位請求

第1 債権者代位に関する訴訟要件

被告らは、原告らが主張する債権者代位権の行使について、要するに、①被保全権利が存在しない、②債務者は無資力ではない、との理由から、当事者適格がないため訴訟要件を欠くと主張する（被告東芝答弁書【18 頁】、被告 GE 答弁書 第 3 の 1 (2)【18 頁】、被告日立答弁書 第 4 の 2【15 頁】等）。

しかし、上記①については、原告らは、本件原発事故により、現に具体的な損害を被っているのであり、債権者代位権を行使するための被保全権利として、原告らの東電に対する損害賠償請求権は存在する。

上記②の債務者が無資力でない点については、被告らは「原賠法は、東京電力が賠償責任を果たすことができるよう国が必要な援助を行なうことを定めているし、また、実際に国は巨額の資金援助を行なっている。」（被告 GE 答弁書 第 3 の 1 (2)【18 頁】等）、「賠償の必要があるかぎりは、政府が援助することが法律で定められているのであるから、これからも、損害賠償に応じることができることは明らかである。」（同第 7 の 2【15 頁】）等と主張し、国の資金援助がある限り東電は無資力でないと主張する。しかし、以下のとおり、このような主張は詭弁であって、東電は実質的には無資力である。したがって、同社を債務者とする債権者代位権の行使において、原告らに訴訟要件が欠けるものではない。

第2 東電の無資力

1 無資力の意義

民法は、「債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる」と定める（民法423条1項）。このうち「自己の債権を保全するため」については、「『保全するため』つまり保全の必要性とは、代位権を使はずないと債務者が無資力（債務超過）になり、完全な弁済を受けられなくなることを意味する」（内田貴『民法III 債権総論・担保物件』（東京大学出版会）【277頁】）とされる。債権者代位権の趣旨として、「債務者が弁済するのに十分な金銭や不動産を有する場合には、債権者が第三者に対して有する貸金債権を代位して取り立てるというようなことは許されない。」（我妻・有泉『コンメンタール民法（補訂版）』日本評論社【742頁】）からである。

したがって、債権者代位権を行使するには、債務者が無資力であること、すなわち、債権者が債務者に属する権利を行使しなければ自己の債権が完全な満足を受けられなくなる危険があることが必要であり、一般的には債務者が債務超過に陥っていれば、無資力要件は充足される。

2 東電が無資力であること

（1）東電に対する政府の資金援助

東電は、本件原発事故により、巨額の損害賠償責任を負っており、賠償金の金額は同社の損害賠償措置、すなわち政府との補償契約に基づく1200億円の補償金をはるかに超えるものである。そこで、東電は、原賠法16条及び原子力損害賠償支援機構法41条に基づく政府の援助を申し入れ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「支援機構」という）より、平成27年9月28日までに5兆1343億円を受領した（甲39）。支援機構からの資金交付は、44回目を数える（なお、政府との補償契約による補償金としては1889億円を受領した）。

このような資金交付について、被告らは、「支援機構からの資金交付は、仮に東京電力が債務超過に陥り、法的倒産手続に移行するようなことがあれば、被害者に対する損害賠償責任を完全に履行することが困難となることから、そのような事態を防止するために、原賠法16条に基づく政府の援助として行われているものであって、要するに、東京電力は、上記の支援機構からの資金交付を受けることにより、現に無資力には陥っておらず、今後も無資力に陥ることはないのである。」等と主張する（被告東芝答弁書 第2の3(2)イ(イ)a【20頁】）。しかしながら、このような主張は、要するに、「債務超過にしないために、国が資金を投入するから、東電は決して無資力にならない」との趣旨であって、まさしく詭

弁としかいいようがない。

(2) 東電に対する賠償見積額

東電に対する政府の支援の前提として、同社と支援機構が協働して作成する「新・特別事業計画」(2015年7月28日変更認定)には、「可能な範囲で合理性をもって確実に見込まれる賠償見積額」が示されている

(甲40。なお丙12の1ないし3参照。ただし「賠償見積額」はこれら丙号証からは除外されている)。賠償見積額は2011年10月28日時点の「1兆109億円」から複数回にわたり増額の見直しがなされており、2015年7月28日変更認定時点においては、「避難指示区域の住民の方々の生活再構築に配慮した精神的損害の賠償、営業損害や風評被害の賠償の実施に加え、除染費用の一部について、先例の積み重ねにより一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえ」賠償見積額を見直したところ、要賠償額の見通しは「7兆753億8500万円」となった。同金額もまた今後見直しが予想されており、特別事業計画におけるグラフでは右肩上がりの矢印が示されている(甲40)。

すなわち、原賠法に則って本件原発事故の損害賠償の責任を一手に引き受けることとなった東電は、巨額の債務を抱えており、その金額は、現状7兆753億853万円と見積もられている。

(3) 東電の債務超過

他方、被告らが提示するとおり、東電の純資産は「単体で約5274億円から約1兆6579億円の間を、連結で約8124億から約2兆1021億円の間を推移」しているのである(被告東芝答弁書 第2の3(2)イ(ウ)、丙13号証の1~5)、また純利益については「平成26年3月期は、単体で約3989億円、連結で約4386億円の純利益が、平成27年3月期は、単体で約4270億円、連結で約4515億円の純利益が、それぞれ発生している」(同)とのことである。

ということは、上記(2)で述べた賠償債務7兆753億853万円を支払うには、東電の資産も利益も、まったく足りようはずがない。

東電による2015年9月18日現在の損害賠償金の支払総額は約5兆2884億円であって、同金額をみても、東電が、同社の資産・利益を圧倒的に凌駕する巨額の負債を抱えてきていることは明白である。東電の損益計算書では、支援機構からの交付金を「特別利益」として、損害賠償金を「特別損失」として計上しているが、仮に支援機構からの「特別利益」の交付がなければ、同社は債務超過に陥っている。例えば、東電の平成26年度の連結決算書上、「当期経常利益」は2080億1500万円にすぎないが、「原子力損害賠償費」は5959億4000万円に上るところ、「特

別利益」である「原賠・廃炉等支援機構資金交付金」8685 億 3500 万円が投入されているため、赤字を免れているにすぎない（丙 13 の 5）。

そもそも、平成 23 年 5 月 10 日の東電による国の支援の要請は、「当社は資金面で早晚立ち行かなくな」ることを理由とするものであった（甲 41）。また原賠法 16 条 1 項の政府の援助の趣旨については、被告が引用する国会審議においても、「客観的に損害額が確定された場合に、業者が自分で支払える限度までて、しかも、もうそれ以上払えない、原子力事業の健全なる発達という面からしましても、これ以上払えないという限度以上の損害額があつて、まだ第三者に払つてない、そういう場合には、その全部についてこのような必要な援助を行つて支払わせる、そういう意思表示」とされていた（第 34 回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第 13 号 中曾根国務大臣発言。丁 2）。すなわち、東電に対する政府の支援とは、あくまでも東電が担う賠償総額を東電が支払える限度を超えている場合の措置にすぎない。

（4）原告らの請求金額について

被告 GE は、「原告らが請求している「損害額」は、合計でも 41 万円余であり、かかる損害額との関係において、東京電力が「無資力」であるなどという主張が成り立つ余地がない」（被告 GE 答弁書 第 7 の 2【15 頁】）と主張する。

しかし、原告らの損害額は上記金額にとどまるものではない。例えば、福島からの避難者による東電を被告とする他の訴訟（「福島原発避難者損害賠償請求事件」）において、原告らの人数が合計約 220 名、請求額の合計は約 100 億 9484 万円であるから、単純に割り当てる 1 名につき 4590 万円の損害が発生したと考えられる（ただし、東電との合意に至った部分を除く。甲 42）。本訴訟の原告のうち、福島在住または福島から避難している原告らは 34 名であって、上記の 1 名あたりの損害額に照らすと、これらの原告の損害額は 15 億 6060 万円に上る可能性がある。したがつて、東電が無資力であるとする主張が「成り立つ余地はない」などとはいえない。

（5）小括

東電は本件原発事故により生じた甚大な被害を賠償する立場にあり、巨額の賠償債務を負っているが、これまで 44 回にもわたって行われた支援機構からの援助によって、表向きは債務超過を免れ、破綻させない措置がとられている。これは、原賠法が定める責任集中の仕組みの中で、東電が無過失無限責任を負う役割を与えられたことの帰結であり、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する」（丙 12 の 1 の

29)との立法政策によるが、実態には「国の金で」との但書きが添えられているのである。「最後の一人まで賠償を貫徹する」とは、上記のとおり、東電が負うべきでありながら、同社が支払能力も損害賠償措置としての保険金も及ばない巨額の賠償金を、東電の名で政府が肩代わりするという意味にすぎない。このような筋書きによって、表面上「無資力にはさせない」ものとして政府が資金を投入していることをもって、同資金交付がなければ破綻している企業を「無資力ではない」と認めることはできない。

第3章 権利の濫用

本訴訟において、被告らは責任集中制度における免責規定を根拠に、自己の免責を主張している。

しかし、同被告らの主張は、同免責規定による権利の濫用（民法1条3項）以外の何物でなく、被告らには同免責規定は適用されることはないと認められる。

第1 権利の濫用（民法1条3項）

民法1条3項が、「権利の濫用は、これを許さない。」と規定しているように、外形上は権利の行使であったとしても、法はそれを無制限に許容しているわけではなく、権利の行使が濫用と評価される場合にはその効果が認められないことは自明の前提である。

そして、権利濫用に該当するか否かの基準は、当事者の利益状況や、損害の規模等といった客観的要素を基軸として、その他の諸要素を考慮して判断されるべきである。

第2 本件における権利濫用該当性

1 原子炉の欠陥

まず、本件各原子炉は訴状第8章第3記載の事実および次回以降詳細に主張立証するとおり、多くの重大な欠陥を有していた。

2 本件原発事故で発生した損害の規模

次に、本件各原子炉の欠陥を原因とする原発事故によって、訴状第6章第5及び本書第1章第2の3記載のとおり、多数の市民の生命、身体、財産その他重要な利益を侵害された。

これらの損害は我が国歴史上のみならず世界史上においても前代未聞の大規模かつ深刻なものであり、原発事故としては史上最悪レベルの状況

といつても過言ではない。そして、本件原発事故による市民や国土に対して発生した損害は、回復もしくは抑制されるどころか、日々積み重なっているのが現状である。

3 被告らが原子力事業によって大きな利益を得ていること

そして、被告らは、現在に至るまで原子炉の製造及び販売によって、多額の利益を得ている。当然に本件各原子炉の製造及び販売によっても、やはり大きな利益を得ている。電力会社は、いわゆる総括原価方式によって、発電コストをすべて価格に上乗せすることができる。

それにより、電力会社は高コストを考慮することなく被告ら原発メーカーに対して原子炉製造等を発注することができた。その体制によって通常の取引より大きな利益を被告らが電力会社より得ていることは明らかである。

4 本件原発事故について、被告らの責任が存在することは明白であること

以上に加えて、被告らは、本件各原子炉の欠陥及びそれを原因とする本件原発事故につき、訴状第10章第2記載の通り、故意による責任を負う。

万が一被告らに故意責任が認められない場合においても、訴状第9章第2の通り、被告らが過失責任を負うことは極めて明らかである。

5 小括

本件各原子炉は多くの重大な欠陥を有しており、それを原因として、本件原発事故は発生し、極めて多数の市民の生命、身体、財産その他重要な利益を侵害した。これらの損害は、もはや回復不可能というほかではなく、現在でもさらに拡大が続いている状況である。

一方で、被告らは原発メーカーとしてこれまでにも原子炉の製造および販売によって多額の利益を得、本件各原子炉の製造および販売によっても同様に利益を得ている。

そして、被告らは本件原発事故発生に対して、それらを十分に予見できる立場にありながら、改善措置を一切とらず、故意もしくは過失によって極めて甚大かつ回復不能な損害を生じさせた。

このような被告らが、この期に及んで免責を主張するなどは、公平の観点から見ても明白に不当である。

自動車のブレーキに不具合があり、それによって死傷事故が生じた場合、自動車メーカーがその責任を負うことは当然であって、それが一律に免責されるなどあり得ない。原賠法の免責条項は、それ自体社会的に見て不相当な内容であるが、少なくともこのような多数の市民、国土に回復不可能な損害を与える国家的規模の大規模な事故が発生した現状において、同免責規定を被告らが主張するなどは、権利濫用以外の何物でもない。

被告らの利益のために、極めて多くの市民が被った損害は金銭には評価し得ないものである。本訴訟においては、被告らの主張する形式論ではなく、本件原発事故の責任の所在はどこにあるのか、その実質を考察すべきである。そのためにも、同免責規定の適用が認められる余地はない。

以 上